

# 浜松市地域防災計画 (共通対策編)

## 新旧対照表

浜松市地域防災計画 共通対策編 第1章総則 新旧対照表

頁	旧	新				
3	<p>第5節 市・防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 指定地方行政機関 (略)</p> <table border="1" data-bbox="376 323 1131 496"> <tr> <td style="background-color: #FFC0CB;">(新設)</td> <td style="background-color: #FFC0CB;">(新設)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	(新設)	(新設)	<p>第5節 市・防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 指定地方行政機関 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1216 323 1968 496"> <tr> <td style="background-color: #FFC0CB;">総務省 中部管区行政評価 局(静岡行政監視行 政相談センター)</td> <td style="background-color: #FFC0CB;">① 被災者への生活支援相談の提供 ② 専用電話を備えた相談窓口の開設 ③ 特別行政相談所の開設</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	総務省 中部管区行政評価 局(静岡行政監視行 政相談センター)	① 被災者への生活支援相談の提供 ② 専用電話を備えた相談窓口の開設 ③ 特別行政相談所の開設
(新設)	(新設)					
総務省 中部管区行政評価 局(静岡行政監視行 政相談センター)	① 被災者への生活支援相談の提供 ② 専用電話を備えた相談窓口の開設 ③ 特別行政相談所の開設					
4	<table border="1" data-bbox="376 544 1131 1094"> <tr> <td style="background-color: #FFC0CB;">農林水産省 関東農政局</td> <td style="background-color: #FFC0CB;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 食料需給に関する情報収集及び災害時における農林水産省に係る関係機関、団体の被災状況の把握</li> <li>② 農林水産省が所掌する応急食料・物資の支援要請状況の把握及び調達・供給支援</li> <li>③ 被災地の食料事情の把握</li> <li>④ 農林水産業に関する被害状況の把握</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>(略)</p>	農林水産省 関東農政局	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 食料需給に関する情報収集及び災害時における農林水産省に係る関係機関、団体の被災状況の把握</li> <li>② 農林水産省が所掌する応急食料・物資の支援要請状況の把握及び調達・供給支援</li> <li>③ 被災地の食料事情の把握</li> <li>④ 農林水産業に関する被害状況の把握</li> </ul>	<table border="1" data-bbox="1216 544 1968 1094"> <tr> <td style="background-color: #FFC0CB;">農林水産省 関東農政局</td> <td style="background-color: #FFC0CB;"> <p>農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、森林管理局の指示により静岡県に連絡要員(リエゾン)を派遣し、以下の業務を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状況や応急対策の措置状況等に関する、本市が把握している情報の収集及び地方農政局又は森林管理局への報告</li> <li>② 応急用食料・物資の支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農林水産本省(食料・物資支援チーム事務局等)との連絡調整</li> <li>③ 静岡県の食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告</li> <li>④ その他農林水産本省各局庁、関東農政局又は森林管理局が指示する業務</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>(略)</p>	農林水産省 関東農政局	<p>農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、森林管理局の指示により静岡県に連絡要員(リエゾン)を派遣し、以下の業務を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状況や応急対策の措置状況等に関する、本市が把握している情報の収集及び地方農政局又は森林管理局への報告</li> <li>② 応急用食料・物資の支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農林水産本省(食料・物資支援チーム事務局等)との連絡調整</li> <li>③ 静岡県の食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告</li> <li>④ その他農林水産本省各局庁、関東農政局又は森林管理局が指示する業務</li> </ul>
農林水産省 関東農政局	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 食料需給に関する情報収集及び災害時における農林水産省に係る関係機関、団体の被災状況の把握</li> <li>② 農林水産省が所掌する応急食料・物資の支援要請状況の把握及び調達・供給支援</li> <li>③ 被災地の食料事情の把握</li> <li>④ 農林水産業に関する被害状況の把握</li> </ul>					
農林水産省 関東農政局	<p>農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、森林管理局の指示により静岡県に連絡要員(リエゾン)を派遣し、以下の業務を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状況や応急対策の措置状況等に関する、本市が把握している情報の収集及び地方農政局又は森林管理局への報告</li> <li>② 応急用食料・物資の支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農林水産本省(食料・物資支援チーム事務局等)との連絡調整</li> <li>③ 静岡県の食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告</li> <li>④ その他農林水産本省各局庁、関東農政局又は森林管理局が指示する業務</li> </ul>					

浜松市地域防災計画 共通対策編 第1章総則 新旧対照表

4	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #fce4ec;">国土交通省 中部地方整備局 (※9)</td> <td> <p>(略)</p> <p>② 初動対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方整備局災害対策本部等の指示により情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、本市が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、<u>静岡県西部地域道路啓開検討会道路啓開オペレーション計画に基づいて</u>道路啓開を実施。</li> </ul> <p>③ 応急・復旧</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要請に基づき中部地方整備局や他の地方整備局等が保有している防災ヘリ・各災害対策用建設機械を被災地域支援のために<u>出勤</u></li> </ul> <p>※9 浜松河川国道事務所</p> </td> </tr> </table>	国土交通省 中部地方整備局 (※9)	<p>(略)</p> <p>② 初動対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方整備局災害対策本部等の指示により情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、本市が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、<u>静岡県西部地域道路啓開検討会道路啓開オペレーション計画に基づいて</u>道路啓開を実施。</li> </ul> <p>③ 応急・復旧</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要請に基づき中部地方整備局や他の地方整備局等が保有している防災ヘリ・各災害対策用建設機械を被災地域支援のために<u>出勤</u></li> </ul> <p>※9 浜松河川国道事務所</p>	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #fce4ec;">国土交通省 中部地方整備局 (※9)</td> <td> <p>(略)</p> <p>② 初動対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方整備局災害対策本部等の指示により情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、本市が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、<u>道路管理者等で構成する協議会で策定した道路啓開計画に基づき、</u>道路啓開を実施する。</li> </ul> <p>③ 応急・復旧</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要請に基づき中部地方整備局や他の地方整備局等が保有している防災ヘリ・各災害対策用建設機械を被災地域支援のために<u>貸付</u></li> </ul> <p>※9 浜松河川国道事務所、<u>天竜川ダム再編工事事務所</u></p> </td> </tr> </table>	国土交通省 中部地方整備局 (※9)	<p>(略)</p> <p>② 初動対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方整備局災害対策本部等の指示により情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、本市が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、<u>道路管理者等で構成する協議会で策定した道路啓開計画に基づき、</u>道路啓開を実施する。</li> </ul> <p>③ 応急・復旧</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要請に基づき中部地方整備局や他の地方整備局等が保有している防災ヘリ・各災害対策用建設機械を被災地域支援のために<u>貸付</u></li> </ul> <p>※9 浜松河川国道事務所、<u>天竜川ダム再編工事事務所</u></p>
国土交通省 中部地方整備局 (※9)	<p>(略)</p> <p>② 初動対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方整備局災害対策本部等の指示により情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、本市が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、<u>静岡県西部地域道路啓開検討会道路啓開オペレーション計画に基づいて</u>道路啓開を実施。</li> </ul> <p>③ 応急・復旧</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要請に基づき中部地方整備局や他の地方整備局等が保有している防災ヘリ・各災害対策用建設機械を被災地域支援のために<u>出勤</u></li> </ul> <p>※9 浜松河川国道事務所</p>					
国土交通省 中部地方整備局 (※9)	<p>(略)</p> <p>② 初動対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方整備局災害対策本部等の指示により情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、本市が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、<u>道路管理者等で構成する協議会で策定した道路啓開計画に基づき、</u>道路啓開を実施する。</li> </ul> <p>③ 応急・復旧</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要請に基づき中部地方整備局や他の地方整備局等が保有している防災ヘリ・各災害対策用建設機械を被災地域支援のために<u>貸付</u></li> </ul> <p>※9 浜松河川国道事務所、<u>天竜川ダム再編工事事務所</u></p>					
7	<p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td style="background-color: #fce4ec;">海上保安庁 第三管区海上保安本部</td> <td> <p>(略)</p> <p>② 災害応急対策</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>巡視船艇等</u>による主要港湾等の被害調査</li> </ul> <p>(略)</p> </td> </tr> </table>	海上保安庁 第三管区海上保安本部	<p>(略)</p> <p>② 災害応急対策</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>巡視船艇等</u>による主要港湾等の被害調査</li> </ul> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td style="background-color: #fce4ec;">海上保安庁 第三管区海上保安本部</td> <td> <p>(略)</p> <p>② 災害応急対策</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>船艇による主要港湾等の被害調査</li> </ul> <p>(略)</p> </td> </tr> </table>	海上保安庁 第三管区海上保安本部	<p>(略)</p> <p>② 災害応急対策</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>船艇による主要港湾等の被害調査</li> </ul> <p>(略)</p>
海上保安庁 第三管区海上保安本部	<p>(略)</p> <p>② 災害応急対策</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>巡視船艇等</u>による主要港湾等の被害調査</li> </ul> <p>(略)</p>					
海上保安庁 第三管区海上保安本部	<p>(略)</p> <p>② 災害応急対策</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>船艇による主要港湾等の被害調査</li> </ul> <p>(略)</p>					
8	<p>4 指定公共機関</p> <table border="1"> <tr> <td style="background-color: #fce4ec;">西日本電信電話（株） （株）NTTドコモ 東海支社</td> <td> <p>(略)</p> <p>⑦ 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言版web171及び災害伝言板、<u>災害用音声お届けサービス</u>の提供</p> </td> </tr> </table>	西日本電信電話（株） （株）NTTドコモ 東海支社	<p>(略)</p> <p>⑦ 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言版web171及び災害伝言板、<u>災害用音声お届けサービス</u>の提供</p>	<p>4 指定公共機関</p> <table border="1"> <tr> <td style="background-color: #fce4ec;">NTT西日本（株） （株）NTTドコモ 東海支社</td> <td> <p>(略)</p> <p>⑦ 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言版web171及び災害伝言板の提供</p> </td> </tr> </table>	NTT西日本（株） （株）NTTドコモ 東海支社	<p>(略)</p> <p>⑦ 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言版web171及び災害伝言板の提供</p>
西日本電信電話（株） （株）NTTドコモ 東海支社	<p>(略)</p> <p>⑦ 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言版web171及び災害伝言板、<u>災害用音声お届けサービス</u>の提供</p>					
NTT西日本（株） （株）NTTドコモ 東海支社	<p>(略)</p> <p>⑦ 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言版web171及び災害伝言板の提供</p>					

浜松市地域防災計画 共通対策編 第1章総則 新旧対照表

18	<p>第7節 過去に発生した主な災害と予想される災害</p> <p>(略)</p> <p>1 過去に発生した主な災害</p> <p>(1) 風水害</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第7節 過去に発生した主な災害と予想される災害</p> <p>(略)</p> <p>1 過去に発生した主な災害</p> <p>(1) 風水害</p> <p>(略)</p> <p>○ 令和6年4月17日の大雨</p>																																																	
19		<table border="1"> <tr> <td>死者</td> <td>0人</td> <td rowspan="3"></td> <td rowspan="3"></td> <td rowspan="3"> <p>・本州付近は気圧の谷となって南からの湿った空気が流れ込んでいた。静岡県は4月17日明け方から朝にかけて大気の状態が非常に不安定となり積乱雲の発生しやすい状況であった。静岡県西部では、浜松市中央区で5時7分までの1時間に54.5ミリの雨を観測するなど、各地で非常に激しい雨となった。</p> <p>・4月17日4時45分頃、浜松市中央区三島町から都盛町にかけて突風が発生し、軽自動車の横転や屋根瓦の飛散などの被害があった。</p> <p>(静岡地方気象台現地調査報告書令和6年4月17日に静岡県浜松市中央区で発生した突風についてより一部抜粋)</p> </td> </tr> <tr> <td>負傷者</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>行方不明者</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">住家</td> <td>全壊</td> <td>0戸</td> <td rowspan="5"></td> <td rowspan="5"></td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>0戸</td> </tr> <tr> <td>一部損壊</td> <td>0戸</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>0戸</td> </tr> <tr> <td>床下浸水</td> <td>0戸</td> </tr> <tr> <td>非住家</td> <td>0戸</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>○ 令和6年6月28日の大雨</p> <table border="1"> <tr> <td>死者</td> <td>0人</td> <td>文教施設</td> <td>1箇所</td> <td rowspan="3"> <p>・県内では、低気圧や前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定になり、静岡県中部、西部では、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続く等、県内各</p> </td> </tr> <tr> <td>負傷者</td> <td>0人</td> <td>道路</td> <td>10箇所</td> </tr> <tr> <td>行方不明者</td> <td>0人</td> <td>河川</td> <td>1箇所</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">住家</td> <td>全壊</td> <td>0戸</td> <td rowspan="3"></td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>0戸</td> </tr> <tr> <td>一部損壊</td> <td>0戸</td> </tr> </table>	死者	0人			<p>・本州付近は気圧の谷となって南からの湿った空気が流れ込んでいた。静岡県は4月17日明け方から朝にかけて大気の状態が非常に不安定となり積乱雲の発生しやすい状況であった。静岡県西部では、浜松市中央区で5時7分までの1時間に54.5ミリの雨を観測するなど、各地で非常に激しい雨となった。</p> <p>・4月17日4時45分頃、浜松市中央区三島町から都盛町にかけて突風が発生し、軽自動車の横転や屋根瓦の飛散などの被害があった。</p> <p>(静岡地方気象台現地調査報告書令和6年4月17日に静岡県浜松市中央区で発生した突風についてより一部抜粋)</p>	負傷者	5人	行方不明者	0人	住家	全壊	0戸			半壊	0戸	一部損壊	0戸	床上浸水	0戸	床下浸水	0戸	非住家	0戸				死者	0人	文教施設	1箇所	<p>・県内では、低気圧や前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定になり、静岡県中部、西部では、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続く等、県内各</p>	負傷者	0人	道路	10箇所	行方不明者	0人	河川	1箇所	住家	全壊	0戸			半壊	0戸	一部損壊	0戸
死者	0人			<p>・本州付近は気圧の谷となって南からの湿った空気が流れ込んでいた。静岡県は4月17日明け方から朝にかけて大気の状態が非常に不安定となり積乱雲の発生しやすい状況であった。静岡県西部では、浜松市中央区で5時7分までの1時間に54.5ミリの雨を観測するなど、各地で非常に激しい雨となった。</p> <p>・4月17日4時45分頃、浜松市中央区三島町から都盛町にかけて突風が発生し、軽自動車の横転や屋根瓦の飛散などの被害があった。</p> <p>(静岡地方気象台現地調査報告書令和6年4月17日に静岡県浜松市中央区で発生した突風についてより一部抜粋)</p>																																															
負傷者	5人																																																		
行方不明者	0人																																																		
住家	全壊	0戸																																																	
	半壊	0戸																																																	
	一部損壊	0戸																																																	
	床上浸水	0戸																																																	
	床下浸水	0戸																																																	
非住家	0戸																																																		
死者	0人	文教施設	1箇所	<p>・県内では、低気圧や前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定になり、静岡県中部、西部では、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続く等、県内各</p>																																															
負傷者	0人	道路	10箇所																																																
行方不明者	0人	河川	1箇所																																																
住家	全壊	0戸																																																	
	半壊	0戸																																																	
	一部損壊	0戸																																																	



浜松市地域防災計画 共通対策編 第1章総則 新旧対照表

						<p>松市中央区湖東町から根洗町にかけて突風発生時の気象状況より一部抜粋)</p>
<p>○ 令和7年9月5日 台風第15号</p>						
<p>死者 負傷者 行方不明者</p>	<p>0人 1人 0人</p>	<p>道路 がけ崩れ</p>	<p>2箇所 1箇所</p>	<p>・静岡県では、台風周辺や太平洋高気圧の縁を回る温かく湿った空気が流れ込んだ影響で4日から断続的に雨が降り続いた。特に、5日昼過ぎを中心に、線状降水帯が複数回発生し、非常に激しい雨や猛烈な雨となった。これらの雨により、4地点で1時間降水量は統計開始以来1位を更新し記録的な大雨となった。また、台風の接近により沿岸部で暴風が吹いた所があった。さらに台風からの暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で大気の状態が非常に不安定となり、発達した積乱雲が通過した牧之原市から吉田町にかけて竜巻が発生した。  (静岡地方気象台令和7年台風第15号に関する静岡県気象速報より一部抜粋)</p>		
<p>住家</p>	<p>全壊 0戸 半壊 0戸 一部損壊 0戸 床上浸水 0戸 床下浸水 0戸</p>					
<p>非住家</p>	<p>0戸</p>					

浜松市地域防災計画 共通対策編 第2章災害予防計画 新旧対照表

頁	旧	新																																						
24	<p>○ この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある時(以下「災害時」という。)における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。また、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。</p> <p>第1節 通信施設等整備改良計画 (略)</p> <p>3 整備計画 (略)</p>	<p>○ この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある時(以下「災害時」という。)における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置に<u>加え、災害復旧や災害からの復興に必要な事前準備</u>について定めるものとする。また、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進する<u>とともに、国や県と連携し、地域防災力の向上に努める</u>ものとする。</p> <p>第1節 通信施設等整備改良計画 (略)</p> <p>3 整備計画 (略)</p>																																						
25	<p>○ 災害時に孤立が予想される地域について、<u>衛星携帯電話などにより、確実に情報伝達できるような必要な体制の整備に努める。</u></p> <p>第3節 道路鉄道等災害防止計画 (略)</p> <p>1 現況</p>	<p>○ 災害時に孤立が予想される地域について、<u>地上回線が途絶した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と当該市町との双方向の情報連絡体制の確保を推進するものとする。</u></p> <p>第3節 道路鉄道等災害防止計画 (略)</p> <p>1 現況</p>																																						
26	<p>○ 市が管理する国・県道の路線数及び延長は次のとおりである。 (令和5年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">道路の種類</th> <th>路線数</th> <th>実延長 (km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">一般国道</td> <td>6</td> <td>248.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県道</td> <td>主要地方道</td> <td>15</td> <td><u>206.8</u></td> </tr> <tr> <td>一般県道</td> <td>52</td> <td>475.5</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>73</td> <td><u>930.5</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 市の都市計画道路の整備状況は、次のとおりである。 (令和6年3月31日現在)</p>	道路の種類		路線数	実延長 (km)	一般国道		6	248.2	県道	主要地方道	15	<u>206.8</u>	一般県道	52	475.5	計		73	<u>930.5</u>	<p>○ 市が管理する国・県道の路線数及び延長は次のとおりである。 (令和7年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">道路の種類</th> <th>路線数</th> <th>実延長 (km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">一般国道</td> <td>6</td> <td>248.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県道</td> <td>主要地方道</td> <td>15</td> <td><u>206.5</u></td> </tr> <tr> <td>一般県道</td> <td>52</td> <td>475.5</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>73</td> <td><u>930.2</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 市の都市計画道路の整備状況は、次のとおりである。 (令和7年3月31日現在)</p>	道路の種類		路線数	実延長 (km)	一般国道		6	248.2	県道	主要地方道	15	<u>206.5</u>	一般県道	52	475.5	計		73	<u>930.2</u>
道路の種類		路線数	実延長 (km)																																					
一般国道		6	248.2																																					
県道	主要地方道	15	<u>206.8</u>																																					
	一般県道	52	475.5																																					
計		73	<u>930.5</u>																																					
道路の種類		路線数	実延長 (km)																																					
一般国道		6	248.2																																					
県道	主要地方道	15	<u>206.5</u>																																					
	一般県道	52	475.5																																					
計		73	<u>930.2</u>																																					

浜松市地域防災計画 共通対策編 第2章災害予防計画 新旧対照表

	計画決定路線数	計画決定道路延長	整備済延長	整備率		計画決定路線数	計画決定道路延長	整備済延長	整備率
	144 路線	426,370m	289,828m	68.0%		144 路線	426,370m	291,976m	68.5%
	(略)					(略)			
	2 整備計画					2 整備計画			
	○ 浜松市のみちづくり計画に基づき、災害に強い <u>みちづくり</u> を目指し、道路整備を推進する。					○ 浜松市のみちづくり計画に基づき、災害に強い <u>道路ネットワーク機能の強化</u> みちづくりを 目指し、道路整備や <u>既存道路の強靱化</u> を推進する。			
	○ <u>避難路の確保をはじめ、延焼防止、被災地区の孤立を防止するため、道路網の整備が必要 であり、多目的な用途を有する幹線道路の整備を段階的に推進する。</u>					○ <u>災害時の高次医療施設への搬送や物資輸送等の支援活動、復旧・復興を支援する広域道路 ネットワークの整備推進に加え、東名高速道路と新東名高速道路、災害時の広域物資輸送拠 点等を連絡する緊急輸送道路等の整備を推進する。</u>			
	○ <u>既設道路の機能向上を図るため、橋梁の耐震化を進めるとともに、橋梁・トンネル等、長 寿命化計画に基づきメンテナンスサイクル(点検⇒診断⇒措置⇒記録)を確実に回すことに より、道路施設の健全化に努める。</u>					○ <u>リダンダンシーの観点を踏まえ、既設の緊急輸送道路等の橋梁耐震化や無電柱化、道路斜 面対策による災害に強い道路ネットワーク機能の強化を図るとともに、橋梁・トンネル等の 道路施設において、長寿命化計画に基づきメンテナンスサイクル(点検⇒診断⇒措置⇒記録) を確実に回し、かつ予防保全型維持管理への本格転換により、道路施設の健全化に努める。</u>			
	(略)					(略)			
	○ 市は、 <u>緊急輸送ルート</u> の確保を早期に確実に図るため、 <u>空港、港湾等の主要な拠点と高規 格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼 性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路等防災上重要な経路を 構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道 路の占有の禁止または制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事 業者における無電柱化の取組と連携し、無電柱化の促進を図る。</u>					○ 市は、避難路、緊急輸送路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の 確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占有の禁止または制限を行うととも に、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携し、無 電柱化の促進を図る。			
27	第4節 防災知識普及計画					第4節 防災知識普及計画			
	○ この計画は、地震等の災害による被害を最小限にとどめるため、市職員をはじめ市民、各 組織等を対象に、地震等の防災に関する知識と防災対応の啓発・指導を行い、個々の防災力 の向上を図るためのものである。					○ この計画は、地震等の災害による被害を最小限にとどめるため、市職員をはじめ市民、各 組織等を対象に、地震等の防災に関する知識と防災対応の啓発・指導を行い、個々の防災力 の向上を図る <u>とともに、逃げ遅れゼロに向けた備えと避難行動を推進する</u> ためのものであ る。			

浜松市地域防災計画 共通対策編 第2章災害予防計画 新旧対照表

	<p>1 普及の方法と内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>教育機関においては</u>、防災に関する教育の<u>充実</u>に努める。</li> </ul> <p>(略)</p>	<p>1 普及の方法と内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>市立小中学校では</u>、防災に関する教育の<u>推進</u>に努める。</li> </ul> <p>(略)</p>				
29	<p>3 市民に対する防災思想の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市は、南海トラフ地震臨時情報の発表時に、市民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識、防災対応について啓発する。この場合、避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努める<u>とともに</u>、<u>災害時の性別によるニーズの違い等を認識し、男女共同参画の視点並びに</u>家庭動物の飼養の有無によるニーズの違いへ十分配慮するよう努める。</li> </ul> <p>(略)</p>	<p>3 市民に対する防災思想の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市は、南海トラフ地震臨時情報の発表時に、市民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識、防災対応について啓発する。この場合、避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努める。<u>また、男女共同参画と動物愛護の視点から、災害時における</u>性別によるニーズの違い等<u>及び</u>家庭動物の飼養の有無によるニーズの違いへ十分配慮するよう努める。</li> </ul> <p>(略)</p>				
30	<table border="1" data-bbox="394 635 1133 1040"> <tr> <td style="background-color: #f8d7da;">文化財に対する 防災知識の普及</td> <td> <p>・市は、文化財を災害から守り、後世に継承するため、文化財サポーター、文化財保護活用団体等の諸活動を通じ、防災指導及び文化財に対する防災知識の普及に努める。<u>また、過去の歴史資料に基づく災害史情報を文化財講座、研修会、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等によって紹介し、意識啓発を図る。</u></p> </td> </tr> </table>	文化財に対する 防災知識の普及	<p>・市は、文化財を災害から守り、後世に継承するため、文化財サポーター、文化財保護活用団体等の諸活動を通じ、防災指導及び文化財に対する防災知識の普及に努める。<u>また、過去の歴史資料に基づく災害史情報を文化財講座、研修会、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等によって紹介し、意識啓発を図る。</u></p>	<table border="1" data-bbox="1232 635 1975 1040"> <tr> <td style="background-color: #f8d7da;">文化財に対する 防災知識の普及</td> <td> <p>・市は、文化財を災害から守り、後世に継承するため、文化財サポーター、文化財保護活用団体等の諸活動を通じ、防災指導及び文化財に対する防災知識の普及に努める。</p> </td> </tr> </table>	文化財に対する 防災知識の普及	<p>・市は、文化財を災害から守り、後世に継承するため、文化財サポーター、文化財保護活用団体等の諸活動を通じ、防災指導及び文化財に対する防災知識の普及に努める。</p>
文化財に対する 防災知識の普及	<p>・市は、文化財を災害から守り、後世に継承するため、文化財サポーター、文化財保護活用団体等の諸活動を通じ、防災指導及び文化財に対する防災知識の普及に努める。<u>また、過去の歴史資料に基づく災害史情報を文化財講座、研修会、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等によって紹介し、意識啓発を図る。</u></p>					
文化財に対する 防災知識の普及	<p>・市は、文化財を災害から守り、後世に継承するため、文化財サポーター、文化財保護活用団体等の諸活動を通じ、防災指導及び文化財に対する防災知識の普及に努める。</p>					
31	<p>4 園児、児童及び生徒に対する教育</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校等は、生徒等に対して、自らの安全を確保するための判断力や行動力の育成、生命の尊重や地域の安全のために貢献する心の育成、防災に関する知識・理解を深める学習等の指導を、<u>浜松市版防災ノート</u>等を活用し、各教科をはじめ、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、教育活動の全体を通して実践する。</li> </ul>	<p>4 園児、児童及び生徒に対する教育</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校等は、生徒等に対して、自らの安全を確保するための判断力や行動力の育成、生命の尊重や地域の安全のために貢献する心の育成、防災に関する知識・理解を深める学習等の指導を、<u>浜松市防災教育ポータルサイト</u>等を活用し、各教科をはじめ、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、教育活動の全体を通して実践する。</li> </ul>				

浜松市地域防災計画 共通対策編 第2章災害予防計画 新旧対照表

32	<p>第6節 住民の避難体制</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第6節 住民の避難体制</p> <p>(略)</p> <p><u>○ 市は、災害関連死ゼロに向け、年齢や性別、障害の有無などを問わず、全ての市民が安心して避難生活が送れるよう、在宅避難者を含めた市民の避難生活環境の維持・改善に努める。</u></p>
33	<p>1 避難所等の指定、整備</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>	<p>1 避難所等の指定、整備</p> <p>(略)</p> <p><u>・ 避難所の供与にあたっては、避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布、保健医療サービス及び福祉サービスの提供、情報の提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>・ 市は、毎年1回、物資の備蓄状況について公表する。</u></p>
34	<p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>○ 市は、在宅避難者や車中泊避難者など、指定避難所以外に滞在する被災者に対しても、指定避難所が在宅避難者等の支援拠点となり、あらかじめ、必要な生活関連物資の支援、保健医療サービスの提供、情報の提供及び車中泊スペース等の生活環境の確保などに努める。また、車中泊を行う際の健康上の留意点や必要な備蓄について周知に努める。</p> <p>(略)</p> <p>4 避難所以外での滞在への配慮</p> <p>○ 市は、市が設置した避難所以外に滞在する被災者に対しても、必要な生活関連物資、保健医療サービス、情報の提供等生活環境の確保に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>○ 市は、在宅避難者や車中泊避難者など、指定避難所以外に滞在する被災者に対しても、指定避難所が在宅避難者等の支援拠点となり、あらかじめ、必要な生活関連物資の支援、保健医療サービス及び福祉サービスの提供、情報の提供及び車中泊スペース等の生活環境の確保などに努める。また、車中泊を行う際の健康上の留意点や必要な備蓄について周知に努める。</p> <p>(略)</p> <p>4 避難所以外での滞在への配慮</p> <p>○ 市は、市が設置した避難所以外に滞在する被災者に対しても、必要な生活関連物資の<u>支援</u>、保健医療サービス及び福祉サービスの提供、情報の提供等生活環境の確保に努める。</p>
36	<p>第7節 訓練計画</p> <p>(略)</p> <p>○ <u>県公安委員会</u>は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、</p>	<p>第7節 訓練計画</p> <p>(略)</p> <p>○ <u>県警察</u>は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該防</p>

浜松市地域防災計画 共通対策編 第2章災害予防計画 新旧対照表

<p>39</p> <p>41</p>	<p>当該防災訓練の実施に必要な限度で、<u>区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を禁止又は制限する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第8節 自主防災組織の育成</p> <p>(略)</p> <p>5 消防団との連携</p> <p>○ <u>他の防災組織との</u>消防団と自主防災組織の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、多様な世代や女性の参画を促すなど、地域の防災力の強化を促進する。</p> <p>(略)</p> <p>第11節 ボランティア活動に関する計画</p> <p>(略)</p> <p>○ 市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、市社会福祉協議会、静岡県ボランティア協会等の NPO 及び災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）との連携体制の強化を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その環境整備を図るものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>第12節 要配慮者支援計画</p>	<p>防災訓練の実施に必要な限度で、<u>道路交通法に基づく交通規制を実施することができる。</u></p> <p>(略)</p> <p>第8節 自主防災組織の育成</p> <p>(略)</p> <p>5 消防団との連携</p> <p>○ 消防団と自主防災組織や<u>防災士等の多様な主体との</u>連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、多様な世代や女性の参画を促すなど、地域の防災力の強化を促進する。</p> <p>(略)</p> <p>第11節 ボランティア活動に関する計画</p> <p>(略)</p> <p>○ 市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、市社会福祉協議会、静岡県ボランティア協会等の NPO 及び災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）との<u>情報共有や課題の解決策の相談・検討を行うとともに、平時から官民の関係者が連携する研修会等を企画、実施することで連携体制の強化を図るものとする。また、</u>り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、<u>登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、</u>その環境整備を図るものとする。</p> <p>○ <u>市は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び市民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への市民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>○ <u>市は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第12節 要配慮者支援計画</p>
---------------------	--	---

浜松市地域防災計画 共通対策編 第2章災害予防計画 新旧対照表

42	(略)	(略)																								
	1 支援体制の整備	1 支援体制の整備																								
	(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲	(略)																								
	(略)	(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲																								
	※避難行動要支援者名簿の対象者	※避難行動要支援者名簿の対象者																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>対象者</th> <th>基準</th> <th>根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>高齢者</td> <td>75 歳以上の高齢者 世帯又はひとり暮らし</td> <td><u>はままつあんしんネットワーク対象者</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	No.	対象者	基準	根拠	①	高齢者	75 歳以上の高齢者 世帯又はひとり暮らし	<u>はままつあんしんネットワーク対象者</u>		(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>対象者</th> <th>基準</th> <th>根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>高齢者</td> <td>75 歳以上の高齢者 世帯又はひとり暮らし</td> <td><u>住基情報及び登録申請書兼同意書の記載内容</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	No.	対象者	基準	根拠	①	高齢者	75 歳以上の高齢者 世帯又はひとり暮らし	<u>住基情報及び登録申請書兼同意書の記載内容</u>		(略)	(略)	(略)
No.	対象者	基準	根拠																							
①	高齢者	75 歳以上の高齢者 世帯又はひとり暮らし	<u>はままつあんしんネットワーク対象者</u>																							
	(略)	(略)	(略)																							
No.	対象者	基準	根拠																							
①	高齢者	75 歳以上の高齢者 世帯又はひとり暮らし	<u>住基情報及び登録申請書兼同意書の記載内容</u>																							
	(略)	(略)	(略)																							
	(2) 避難行動要支援者の把握、名簿、避難行動要支援者個別避難計画の作成等	(2) 避難行動要支援者の把握、名簿、避難行動要支援者個別避難計画の作成等																								
43	(略)	(略)																								
	○ <u>市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術の活用を努める。</u>	○ <u>市町は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。</u>																								
	(7) 情報伝達	(7) 情報伝達																								
44	(略)	(略)																								
	<u>(新設)</u>	○ <u>市は、手話を使用する者が災害その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においてその安全を確保するため必要な情報を迅速かつ確実に取得することができるよう、手話による情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。</u>																								
	(略)	(略)																								
	第15節 災害廃棄物処理	第15節 災害廃棄物処理																								
45	(略)	(略)																								
	<u>(新設)</u>	○ <u>市は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。</u>																								
	(略)	(略)																								
	第16節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画	第16節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画																								
	○ この計画は、重要施設・ライフラインの機能確保等に資するため、市、重要施設の管理	○ この計画は、重要施設・ライフラインの機能確保等に資するため、市、重要施設の管理																								

浜松市地域防災計画 共通対策編 第2章災害予防計画 新旧対照表

46	者及びライフライン事業者が取り組むべきことを定めたものである。	者及びライフライン事業者が取り組むべきことを定めたものである。																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>(略) <u>(新設)</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ライフライン事業者</td> <td>(略) ・ 上下水道事業管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、必要な資機材の準備等に努める。<u>さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内容	市	(略) <u>(新設)</u>	(略)	(略)	ライフライン事業者	(略) ・ 上下水道事業管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、必要な資機材の準備等に努める。 <u>さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。</u>	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>(略) ・ <u>市は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ライフライン事業者</td> <td>(略) ・ 上下水道事業管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、必要な資機材の準備等に努める。<u>また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、窓口の設置や地元業者等との連携体制の構築に努める。</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内容	市	(略) ・ <u>市は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。</u>	(略)	(略)	ライフライン事業者	(略) ・ 上下水道事業管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、必要な資機材の準備等に努める。 <u>また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、窓口の設置や地元業者等との連携体制の構築に努める。</u>	(略)
実施主体	内容																				
市	(略) <u>(新設)</u>																				
(略)	(略)																				
ライフライン事業者	(略) ・ 上下水道事業管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、必要な資機材の準備等に努める。 <u>さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。</u>																				
(略)	(略)																				
実施主体	内容																				
市	(略) ・ <u>市は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。</u>																				
(略)	(略)																				
ライフライン事業者	(略) ・ 上下水道事業管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、必要な資機材の準備等に努める。 <u>また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、窓口の設置や地元業者等との連携体制の構築に努める。</u>																				
(略)	(略)																				
47	<p>第17節 被災者生活再建支援に関する計画</p> <p>○ この計画は、被災者の生活確保及び生活再建のため、市が取り組むべきことを定めたものである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施体制の整備</td> <td>・ 市は、災害時に<u>り災</u>証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や<u>り災</u>証明書の交付の担当部局を定</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	実施体制の整備	・ 市は、災害時に <u>り災</u> 証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や <u>り災</u> 証明書の交付の担当部局を定	<p>第17節 被災者生活再建支援に関する計画</p> <p>○ この計画は、被災者の生活確保及び生活再建のため、市が取り組むべきことを定めたものである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施体制の整備</td> <td>・ 市は、災害時に<u>罹災</u>証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や<u>罹災</u>証明書の交付の担当部局を定</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	実施体制の整備	・ 市は、災害時に <u>罹災</u> 証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や <u>罹災</u> 証明書の交付の担当部局を定											
	区分	内容																			
実施体制の整備	・ 市は、災害時に <u>り災</u> 証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や <u>り災</u> 証明書の交付の担当部局を定																				
区分	内容																				
実施体制の整備	・ 市は、災害時に <u>罹災</u> 証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や <u>罹災</u> 証明書の交付の担当部局を定																				

浜松市地域防災計画 共通対策編 第2章災害予防計画 新旧対照表

48		<p>め、以下の事項を計画的に進めるなど、<u>り災</u>証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p>①住家被害の調査及び<u>り災</u>証明書交付の訓練 ②応援協定の締結 ③応援の受け入れ体制の構築</p>	<p>め、以下の事項を計画的に進めるなど、<u>罹災</u>証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p>①住家被害の調査及び<u>罹災</u>証明書交付の訓練 ②<u>他の地方公共団体や、土地家屋調査士や不動産鑑定士等の士業団体その他の民間団体との</u>応援協定の締結 ③応援の受け入れ体制の構築</p>	
	システムの活用	<p>・ 市は、住家被害の調査及び<u>り災</u>証明書交付を効率的に実施するため、被災者生活再建支援システムを活用する。</p>		システムの活用
	第19節 複合災害対策及び連続災害対策	<p>○ 市は、県及び防災関係機関と協力し、地震、津波、風水害等の<u>連続</u>災害（※1）等の発生可能性を認識し、備えを充実する。</p> <p>※1 同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が<u>複雑化</u>することにより、被害が深刻化し、災害対応が困難となる事象をいう。</p> <p>(略)</p>	第19節 複合災害対策及び連続災害対策	<p>○ 市は、県及び防災関係機関と協力し、地震、津波、風水害等の<u>複合</u>災害（※1）等の発生可能性を認識し、備えを充実する。</p> <p>※1 同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が<u>複合化</u>することにより、被害が深刻化し、災害<u>応急</u>対応が困難となる事象をいう。</p> <p>(略)</p>
49	第20節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備	<p>○ 市は、災害時の性別によるニーズの違いなどに配慮し、災害対応の実施主体として災害応急対策を円滑に実施するためには、様々な視点からの意見が重要であることから、防災会議委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	第20節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備	<p>○ 市は、災害時の性別によるニーズの違いなどに配慮し、災害対応の実施主体として災害応急対策を円滑に実施するためには、様々な視点からの意見が重要であることから、防災会議委員<u>及び自主防災組織等</u>に占める女性の割合を高めるよう取り組む。</p> <p>(略)</p>
	第21節 災害に強いまちづくり		第21節 孤立予想集落対策	<p>○ 市は、県と連携し、災害時に孤立が予想される集落について、<u>通信手段の整備状況、ヘリコプターの離着陸スペースの確保状況、食料や飲料水の備蓄状況などの実態を調査する。</u></p> <p>県は、これらの結果を「孤立予想集落台帳」として整備する。また、県は、<u>同台帳を毎年更新し、自衛隊等の関係機関と共有するとともに、台帳を活用した訓練を定期的</u>に実施する。</p>
	第21節 災害に強いまちづくり		第22節 災害に強いまちづくり	

浜松市地域防災計画 共通対策編 第2章災害予防計画 新旧対照表

1 現況

- 本市の都市計画区域、用途地域の現況は、次表のとおりである。

《都市計画区域》 (令和6年4月1日現在)

区域名	面積	人口
市街化区域	9,890.1ha	498,106人
市街化調整区域	41,564.9ha	269,822人
計	51,455ha	767,928人

《用途地域》 (令和6年3月31日現在)

用途地域	建ぺい率 (%)	容積率 (%)	面積 (ha)	比率 (%)
第一種低層住居 専用地域	40、50、60	60、80、100	1,079.0	11.0
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第一種住居地域	60	200	3,194.8	32.3
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
工業地域	60	200	1,136.9	11.5
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

- 市は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づき、措置を活用した防災対策について検討する。
- 市は、発災後に迅速かつ円滑な復興まちづくりを進めるため、平時から復興の課題を想定し、発災後のまちづくりの方向性や進め方を定めた「事前復興計画」の策定に努めるものとする。

50

1 現況

- 本市の都市計画区域、用途地域の現況は、次表のとおりである。

《都市計画区域》 (令和7年4月1日現在)

区域名	面積	人口
市街化区域	9,890.1ha	494,794人
市街化調整区域	41,564.9ha	268,027人
計	51,455ha	762,821人

《用途地域》 (令和7年3月31日現在)

用途地域	建ぺい率 (%)	容積率 (%)	面積 (ha)	比率 (%)
第一種低層住居 専用地域	40、50、60	60、80、100	1,066.3	10.8
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第一種住居地域	60	200	3,191.2	32.3
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
工業地域	60	200	1,153.2	11.7
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

- 市は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づき、必要に応じて、所有者が不明な土地の所有者探索を行う。
- 市は、発災後の「円滑、速やかかつ適切な復旧・復興」の実現に向け、浜松市防災都市づくり計画（事前復興編）に基づき、平時から復興の課題を想定し、地域ごとの復興まちづくり方針の検討を重ねると共に、市民の防災意識の醸成に努める。

浜松市地域防災計画 共通対策編 第3章災害応急対策計画 新旧対照表

頁	旧	新																		
52	<p>(略)</p> <p>第2節 総則</p> <p>1 災害応急対策の推進に当たって</p> <p>(略)</p> <p>○ その他応急対策業務の執行に当たって、留意すべき事項は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="378 443 1104 643"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>法の規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	法の規定	(略)	(略)	(略)	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<p>(略)</p> <p>第2節 総則</p> <p>1 災害応急対策の推進に当たって</p> <p>(略)</p> <p>○ その他応急対策業務の執行に当たって、留意すべき事項は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1218 443 1944 691"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>法の規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>活動体制</u></td> <td><u>・ 市は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	法の規定	(略)	(略)	(略)	<u>活動体制</u>	<u>・ 市は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。</u>	
項目	内容	法の規定																		
(略)	(略)	(略)																		
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																		
項目	内容	法の規定																		
(略)	(略)	(略)																		
<u>活動体制</u>	<u>・ 市は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。</u>																			
53	<p>(略)</p> <p>3 災害救助法の事務</p> <p>○ 市長は次に掲げる応急救助事務について、知事からその事務の内容及び期間について通知を受ける。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>第4節 相互応援協力計画</p> <p>(略)</p> <p>1 受援</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>3 災害救助法の事務</p> <p>○ 市長は次に掲げる応急救助事務について、知事からその事務の内容及び期間について通知を受ける。</p> <p>(略)</p> <p><u>・ 福祉サービスの提供</u></p> <p>(略)</p> <p>第4節 相互応援協力計画</p> <p>(略)</p> <p>1 受援</p> <p>(略)</p>																		

浜松市地域防災計画 共通対策編 第3章災害応急対策計画 新旧対照表

56	県に対する 応援要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本部長（市長）は災害応急対策が必要なときは、知事に対し次の事項を示し、 応援を求めその実施について要請する。</li> <li>① 応援理由</li> <li>② 応援人員、装備、資機材等</li> <li>③ 応援場所</li> <li>④ 応援期間</li> <li>⑤ その他周囲の状況等応援に関し必要な事項</li> </ul> <p><u>(新設)</u></p>	57	県に対する 応援要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本部長（市長）は災害応急対策が必要なときは、知事に対し次の事項を示し、 応援を求めその実施について要請する。</li> <li>① 応援理由</li> <li>② 応援人員、装備、資機材等</li> <li>③ 応援場所</li> <li>④ 応援期間</li> <li>⑤ その他周囲の状況等応援に関し必要な事項</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>本部長（市長）は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をしよう求めるものとする。</u></li> <li>・ <u>本部長（市長）は、上段の要求ができない場合には、その旨及び当該市町の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。</u></li> </ul>
	(略)	(略)		(略)	(略)
	受け入れ体制 の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県から市町支援機動班が派遣された場合、県職員に市が求める支援内容を伝える。</li> <li>・ 市は、訓練等を通じて、<u>被災市区町村応援職員確保システム</u>を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</li> </ul>		受け入れ体制 の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県から市町支援機動班が派遣された場合、県職員に市が求める支援内容を伝える。</li> <li>・ 市は、訓練等を通じて、<u>応急対策職員派遣制度</u>を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</li> </ul>

浜松市地域防災計画 共通対策編 第3章災害応急対策計画 新旧対照表

59	<p>2 派遣</p> <p>(略)</p> <p>○ 市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、職員が現地にて<u>自活</u>できるよう<u>な</u>資機材や装備品等<u>を携</u> <u>帯させる</u>など、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努めるものとする。</p> <p>第5節 自衛隊派遣要請計画</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 関 名</th> <th rowspan="2">電話番号</th> <th colspan="2">県防災行政無線</th> </tr> <tr> <th>音 声</th> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊 第34普通科連隊</td> <td>0550-89-1310</td> <td>8-839-9106</td> <td>8-839-9100</td> </tr> <tr> <td><u>陸上自衛隊</u> <u>第12旅団司令部</u> <u>第3部</u></td> <td><u>0279-54-2011</u></td> <td><u>8-361-6301</u></td> <td><u>8-361-6800</u></td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊 第1航空団司令部 防衛部</td> <td>053-472-1111</td> <td>8-153-9001</td> <td>8-153-8001</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第6節 海上保安庁に対する支援要請計画</p> <p>(略)</p> <p>1 支援要請の範囲</p> <p>(略)</p> <p>○ <u>巡視船</u>を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供</p> <p>(略)</p> <p>2 支援要請の依頼手続</p> <p>(略)</p>	機 関 名	電話番号	県防災行政無線		音 声	F A X	陸上自衛隊 第34普通科連隊	0550-89-1310	8-839-9106	8-839-9100	<u>陸上自衛隊</u> <u>第12旅団司令部</u> <u>第3部</u>	<u>0279-54-2011</u>	<u>8-361-6301</u>	<u>8-361-6800</u>	航空自衛隊 第1航空団司令部 防衛部	053-472-1111	8-153-9001	8-153-8001	<p>2 派遣</p> <p>(略)</p> <p>○ 市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、職員が現地にて<u>円滑に活動</u>できるよう、<u>資機材や装備品</u> <u>等の整備に努める</u>など、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努めるものとする。</p> <p>第5節 自衛隊派遣要請計画</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 関 名</th> <th rowspan="2">電話番号</th> <th colspan="2">県防災行政無線</th> </tr> <tr> <th>音 声</th> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊 第34普通科連隊</td> <td>0550-89-1310</td> <td>8-839-9106</td> <td>8-839-9100</td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊 第1航空団司令部 防衛部</td> <td>053-472-1111</td> <td>8-153-9001</td> <td>8-153-8001</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第6節 海上保安庁に対する支援要請計画</p> <p>(略)</p> <p>1 支援要請の範囲</p> <p>(略)</p> <p>○ <u>船舶</u>を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供</p> <p>(略)</p> <p>2 支援要請の依頼手続</p> <p>(略)</p>	機 関 名	電話番号	県防災行政無線		音 声	F A X	陸上自衛隊 第34普通科連隊	0550-89-1310	8-839-9106	8-839-9100	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	航空自衛隊 第1航空団司令部 防衛部	053-472-1111	8-153-9001	8-153-8001
	機 関 名			電話番号	県防災行政無線																																	
音 声		F A X																																				
陸上自衛隊 第34普通科連隊	0550-89-1310	8-839-9106	8-839-9100																																			
<u>陸上自衛隊</u> <u>第12旅団司令部</u> <u>第3部</u>	<u>0279-54-2011</u>	<u>8-361-6301</u>	<u>8-361-6800</u>																																			
航空自衛隊 第1航空団司令部 防衛部	053-472-1111	8-153-9001	8-153-8001																																			
機 関 名	電話番号	県防災行政無線																																				
		音 声	F A X																																			
陸上自衛隊 第34普通科連隊	0550-89-1310	8-839-9106	8-839-9100																																			
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																																			
航空自衛隊 第1航空団司令部 防衛部	053-472-1111	8-153-9001	8-153-8001																																			
60																																						

浜松市地域防災計画 共通対策編 第3章災害応急対策計画 新旧対照表

63	<p>○ 知事への依頼ができない場合は、直接、御前崎海上保安署又は沖合に配備された海上保安庁の<u>巡視</u>船艇若しくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。</p> <p>(略)</p> <p>第7節 情報の収集、伝達計画</p> <p>3 情報の共有方法</p> <p>1 災害派遣要請の範囲</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>第9節 避難救出計画</p> <p>8 避難所等の開設・運営</p> <p>(略)</p> <p>○ 市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>○ 知事への依頼ができない場合は、直接、御前崎海上保安署又は沖合に配備された海上保安庁の船艇若しくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。</p> <p>(略)</p> <p>第7節 情報の収集、伝達計画</p> <p>3 情報の共有方法</p> <p>○ <u>市、県及び防災関係機関は、災害時に災害対応基本共有情報（E E I）に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ、関連システムの整備に努めるものとする。</u></p> <p>○ <u>市は、大規模災害発生後、直ちに消防ヘリコプターや無人航空機、高所監視カメラ等による偵察の活用及び自衛隊等の支援を得て航空偵察により被害概況を収集し、収集した画像情報について、防災IoTシステム等を活用し、関係機関間での迅速な共有に努める。</u></p> <p>○ <u>国・県に対する被害状況の画像情報等及び講じた措置の概要の報告並びに必要な措置の要請は、災害対策本部から防災IoTシステム等により行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>第9節 避難救出計画</p> <p>8 避難所等の開設・運営</p> <p>(略)</p> <p>○ 市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等<u>とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ID</u>を適切に県に報告するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>・ <u>男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、女性用品の女性による配布、各活動班への男女両方の配置、防災ブザーの配布等による避難所における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置、仕事別に班分けした性別に偏らない組織づくり等、性別や世代等を問わないニーズへ配慮する。</u></p> <p>・ <u>避難所における人権と安全を守るため、女性や子ども等に対する性犯罪、性暴力、DVの</u></p>
----	--	---

浜松市地域防災計画 共通対策編 第3章災害応急対策計画 新旧対照表

	<p>(略)</p> <p>・ 避難所開設後、速やかに<u>パーティションや段ボールベッド</u>を設置するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>70 9 避難所以外での滞在への配慮</p> <p>○ 市は、在宅避難者や車中泊避難者など、指定避難所以外に滞在する被災者に対しても、指定避難所が在宅避難者等の支援拠点となり、必要な生活関連物資の支援、保健医療サービスの提供、情報の提供及び車中泊スペース等の生活環境を確保する。また、車中泊の早期解消に向け、必要な支援等ができるように配慮するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>1 1 広域避難・広域一時滞在</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>72 <u>(新設)</u></p>	<p><u>発生を防止するための女性用トイレと男性用トイレの分離、昼夜問わず安心して使用できる場所へのトイレ・更衣室・入浴施設等の配置、照明の増設、性犯罪・性暴力・DVに係る注意喚起のためのポスター掲載等の女性や子ども等の安全への配慮及び警察・病院・女性支援団体との連携による相談窓口情報の提供に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>・ 避難所開設後、速やかに<u>プライバシー確保のためのプライベートテント、健康被害防止のための簡易ベッド等</u>を設置するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>9 避難所以外での滞在への配慮</p> <p>○ 市は、在宅避難者や車中泊避難者、<u>高齢者・介護・障害施設等の施設入所者</u>など、指定避難所以外に滞在する被災者に対しても、指定避難所が在宅避難者等の支援拠点となり、必要な生活関連物資の支援、保健医療サービスの提供、情報の提供及び車中泊スペース等の生活環境を確保する。また、車中泊の早期解消に向け、必要な支援等ができるように配慮するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>1 1 広域避難・広域一時滞在</p> <p>(略)</p> <p>○ <u>市は、広域一時滞在の受入市町との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入市町は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第10節 物資の備蓄、調達、供給関係</p> <p>○ <u>市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は</u></p>
--	---	---

<p>73</p>	<p>第10節 災害時避難行動要支援者の避難支援 (略) 2 情報伝達体制の整備</p>	<p><u>乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレトーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。</u></p> <p><u>この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。</u></p> <p>○ <u>県及び市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、携帯トイレ、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄するとともに、災害時における調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくよう努めるものとする。</u></p> <p><u>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段を確保する。</u></p> <p>○ <u>県及び市は、平時から、同業務を発災時に担当する職員を中心に実施する新物資システム（B-P L o）等を活用した訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>○ <u>県及び市町は、新物資システム（B-P L o）等を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。</u></p> <p>第11節 災害時避難行動要支援者の避難支援 (略) 2 情報伝達体制の整備 (1) 避難行動要支援者への情報伝達</p>
-----------	--	---

浜松市地域防災計画 共通対策編 第3章災害応急対策計画 新旧対照表

74	<p>(1) 避難行動要支援者への情報伝達</p> <p>«情報伝達手段»</p> <p>災害情報共有システム（Lアラート）／防災行政無線(同報無線等)／ファクシミリ／<u>携帯電話メール(災害情報配信サービス)</u>／浜松市防災ホットとメール／テレビ、ラジオ／ケーブルテレビ、コミュニティFM／広報車・消防団等による広報／浜松市公式LINE</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>«情報伝達手段»</p> <p>災害情報共有システム（Lアラート）／防災行政無線(同報無線等)／ファクシミリ／<u>緊急速報メール</u>／浜松市防災ホットとメール／テレビ、ラジオ／ケーブルテレビ、コミュニティFM／広報車・消防団等による広報／浜松市公式LINE／<u>浜松市公式X</u></p> <p>(略)</p> <p><u>5 福祉サービスの提供</u></p> <p><u>(1)「災害救助法」の基準</u></p> <table border="1" data-bbox="1220 539 1966 880"> <tr> <td data-bbox="1220 539 1400 635"><u>対象</u></td> <td data-bbox="1400 539 1966 635"><u>災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする災害時要配慮者（高齢者、障害者、子ども、妊産婦その他の者）</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1220 635 1400 833"><u>費用</u></td> <td data-bbox="1400 635 1966 833"><u>下記①から④までについては、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費</u> <u>⑤については、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用、謝金、借上費若しくは購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1220 833 1400 880"><u>期間</u></td> <td data-bbox="1400 833 1966 880"><u>災害発生日から7日以内<sup>(※1)</sup></u></td> </tr> </table> <p><u>※1 内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。</u></p> <p><u>(2) 福祉サービスの提供の範囲</u></p> <p><u>① 災害時要配慮者に関する情報の把握</u></p> <p><u>② 災害時要配慮者からの相談対応</u></p> <p><u>③ 災害時要配慮者に対する避難生活上の支援</u></p> <p><u>④ 災害時要配慮者の避難所への誘導</u></p> <p><u>⑤ 福祉避難所の設置</u></p>	<u>対象</u>	<u>災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする災害時要配慮者（高齢者、障害者、子ども、妊産婦その他の者）</u>	<u>費用</u>	<u>下記①から④までについては、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費</u> <u>⑤については、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用、謝金、借上費若しくは購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費</u>	<u>期間</u>	<u>災害発生日から7日以内<sup>(※1)</sup></u>
<u>対象</u>	<u>災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする災害時要配慮者（高齢者、障害者、子ども、妊産婦その他の者）</u>							
<u>費用</u>	<u>下記①から④までについては、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費</u> <u>⑤については、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用、謝金、借上費若しくは購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費</u>							
<u>期間</u>	<u>災害発生日から7日以内<sup>(※1)</sup></u>							
75	<p>第 <u>1 1</u> 節 消防計画</p> <p>(略)</p> <p>1 消防体制</p> <p>(略)</p>	<p>第 <u>1 2</u> 節 消防計画</p> <p>(略)</p> <p>1 消防体制</p> <p>(略)</p>						

浜松市地域防災計画 共通対策編 第3章災害応急対策計画 新旧対照表

80	<p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>第1.3節 食料供給計画</p> <p>(略)</p> <p>1 「災害救助法」の基準</p> <table border="1" data-bbox="383 491 1128 639"> <tr> <td>対象</td> <td>避難所に収容された者、全半壊等で炊事ができない者</td> </tr> <tr> <td>費用</td> <td>1,330円/人・日</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>災害発生日から7日以内<sup>(※1)</sup></td> </tr> </table> <p>(略)</p>	対象	避難所に収容された者、全半壊等で炊事ができない者	費用	1,330円/人・日	期間	災害発生日から7日以内 <sup>(※1)</sup>	<p>○ 消防局は、津波警報下での安全・的確な消防活動の実施のため、県や市町の防災担当部局等と連携した消防計画の策定等により、津波時の浸水想定を勘案した消防体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第1.4節 食料供給計画</p> <p>(略)</p> <p>1 「災害救助法」の基準</p> <table border="1" data-bbox="1218 491 1964 639"> <tr> <td>対象</td> <td>避難所に収容された者、全半壊等で炊事ができない者</td> </tr> <tr> <td>費用</td> <td>1,390円/人・日</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>災害発生日から7日以内<sup>(※1)</sup></td> </tr> </table> <p>(略)</p>	対象	避難所に収容された者、全半壊等で炊事ができない者	費用	1,390円/人・日	期間	災害発生日から7日以内 <sup>(※1)</sup>
対象	避難所に収容された者、全半壊等で炊事ができない者													
費用	1,330円/人・日													
期間	災害発生日から7日以内 <sup>(※1)</sup>													
対象	避難所に収容された者、全半壊等で炊事ができない者													
費用	1,390円/人・日													
期間	災害発生日から7日以内 <sup>(※1)</sup>													
81	<p>第1.4節 被服、寝具その他生活必需品及び燃料の供給計画</p> <p>(略)</p> <p>1 「災害救助法」の基準</p> <table border="1" data-bbox="383 834 1099 1182"> <tr> <td>対象</td> <td>全半壊等により生活上必要な生活必需品を喪失、毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td> </tr> <tr> <td>費用</td> <td>(全壊 4人世帯の場合) 夏季 45,000円以内 冬季 69,000円以内<sup>(※1)</sup> (半壊、半焼、床上浸水 4人世帯の場合) 夏季 15,900円以内 冬季 23,000円以内</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>災害発生日から10日以内<sup>(※2)</sup></td> </tr> </table> <p>※1 この季別は夏季4月1日～9月30日、冬季10月1日～3月31日とし、災害発生日をもつて決定する。(令和6年9月10日改訂の金額)</p> <p>(略)</p>	対象	全半壊等により生活上必要な生活必需品を喪失、毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	費用	(全壊 4人世帯の場合) 夏季 45,000円以内 冬季 69,000円以内 <sup>(※1)</sup> (半壊、半焼、床上浸水 4人世帯の場合) 夏季 15,900円以内 冬季 23,000円以内	期間	災害発生日から10日以内 <sup>(※2)</sup>	<p>第1.5節 被服、寝具その他生活必需品及び燃料の供給計画</p> <p>(略)</p> <p>1 「災害救助法」の基準</p> <table border="1" data-bbox="1218 834 1935 1182"> <tr> <td>対象</td> <td>全半壊等により生活上必要な生活必需品を喪失、毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td> </tr> <tr> <td>費用</td> <td>(全壊 4人世帯の場合) 夏季 46,200円以内 冬季 70,900円以内<sup>(※1)</sup> (半壊、半焼、床上浸水 4人世帯の場合) 夏季 16,300円以内 冬季 23,600円以内</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>災害発生日から10日以内</td> </tr> </table> <p>※1 この季別は夏季4月1日～9月30日、冬季10月1日～3月31日とし、災害発生日をもつて決定する。(令和7年7月1日改訂の金額)</p> <p>(略)</p>	対象	全半壊等により生活上必要な生活必需品を喪失、毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	費用	(全壊 4人世帯の場合) 夏季 46,200円以内 冬季 70,900円以内 <sup>(※1)</sup> (半壊、半焼、床上浸水 4人世帯の場合) 夏季 16,300円以内 冬季 23,600円以内	期間	災害発生日から10日以内
対象	全半壊等により生活上必要な生活必需品を喪失、毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者													
費用	(全壊 4人世帯の場合) 夏季 45,000円以内 冬季 69,000円以内 <sup>(※1)</sup> (半壊、半焼、床上浸水 4人世帯の場合) 夏季 15,900円以内 冬季 23,000円以内													
期間	災害発生日から10日以内 <sup>(※2)</sup>													
対象	全半壊等により生活上必要な生活必需品を喪失、毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者													
費用	(全壊 4人世帯の場合) 夏季 46,200円以内 冬季 70,900円以内 <sup>(※1)</sup> (半壊、半焼、床上浸水 4人世帯の場合) 夏季 16,300円以内 冬季 23,600円以内													
期間	災害発生日から10日以内													
82	<p>第1.5節 給水計画</p> <p>○ この計画は、災害により飲料水の供給が停止し、又は汚染し、現に飲料に適する水を得る</p>	<p>第1.6節 給水計画</p> <p>○ この計画は、災害により飲料水の供給が停止し、又は汚染し、現に飲料に適する水を得る</p>												

浜松市地域防災計画 共通対策編 第3章災害応急対策計画 新旧対照表

83	<p>ことができない者に対し、必要な量の飲料水を供給するための<u>事項</u>を定めるものである。</p> <p>(略)</p> <p>2 実施方法</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>ことができない者に対し、必要な量の飲料水を供給するために<u>県、市、水道事業者、市民及び自主防災組織の実施する事項</u>を定めるものである。</p> <p>(略)</p> <p>2 実施方法</p> <p><u>○ 水道事業者は、断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努めるものとする。</u></p>																								
	<p>(略)</p> <p>第1.6節 被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画</p> <p>(略)</p> <p>3 応急住宅の確保</p> <p>(1) 「災害救助法」の基準</p>	<p>(略)</p> <p>第1.7節 被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画</p> <p>(略)</p> <p>3 応急住宅の確保</p> <p>(1) 「災害救助法」の基準</p>																								
85	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">応急仮設住宅の供与</td> <td>対象</td> <td>住家が全壊、全焼又は流失するなど、居住する住家がない者で、自らの資力では住家を取得できない者。</td> </tr> <tr> <td>費用</td> <td>1戸当たり平均 <u>6,883,000円</u>以内</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>災害発生日から20日以内に整備開始 救助期間は完成の日から最長2年(必要に応じて1年を超えない期間ごとの延長が可能)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">住宅の応急修理 (日常生活に必要な最小限度の部分の修理)</td> <td>対象</td> <td>住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力で応急修理ができない者又は大規模な補修を行わなければ居住できない程度に住家が半壊した者。</td> </tr> <tr> <td>費用</td> <td>居室、炊事場、便所等日常生活に必要な部分 (半壊または半焼の被害を受けた世帯) <u>717,000</u></td> </tr> </table>	応急仮設住宅の供与	対象	住家が全壊、全焼又は流失するなど、居住する住家がない者で、自らの資力では住家を取得できない者。	費用	1戸当たり平均 <u>6,883,000円</u> 以内	期間	災害発生日から20日以内に整備開始 救助期間は完成の日から最長2年(必要に応じて1年を超えない期間ごとの延長が可能)	住宅の応急修理 (日常生活に必要な最小限度の部分の修理)	対象	住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力で応急修理ができない者又は大規模な補修を行わなければ居住できない程度に住家が半壊した者。	費用	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な部分 (半壊または半焼の被害を受けた世帯) <u>717,000</u>	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">応急仮設住宅の供与</td> <td>対象</td> <td>住家が全壊、全焼又は流失するなど、居住する住家がない者で、自らの資力では住家を取得できない者。</td> </tr> <tr> <td>費用</td> <td>1戸当たり平均 <u>7,089,000円</u>以内</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>災害発生日から20日以内に整備開始 救助期間は完成の日から最長2年(必要に応じて1年を超えない期間ごとの延長が可能)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">住宅の応急修理 (日常生活に必要な最小限度の部分の修理)</td> <td>対象</td> <td>住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力で応急修理ができない者又は大規模な補修を行わなければ居住できない程度に住家が半壊した者。</td> </tr> <tr> <td>費用</td> <td>居室、炊事場、便所等日常生活に必要な部分 (半壊または半焼の被害を受けた世帯) <u>739,000</u></td> </tr> </table>	応急仮設住宅の供与	対象	住家が全壊、全焼又は流失するなど、居住する住家がない者で、自らの資力では住家を取得できない者。	費用	1戸当たり平均 <u>7,089,000円</u> 以内	期間	災害発生日から20日以内に整備開始 救助期間は完成の日から最長2年(必要に応じて1年を超えない期間ごとの延長が可能)	住宅の応急修理 (日常生活に必要な最小限度の部分の修理)	対象	住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力で応急修理ができない者又は大規模な補修を行わなければ居住できない程度に住家が半壊した者。	費用	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な部分 (半壊または半焼の被害を受けた世帯) <u>739,000</u>
応急仮設住宅の供与	対象		住家が全壊、全焼又は流失するなど、居住する住家がない者で、自らの資力では住家を取得できない者。																							
	費用		1戸当たり平均 <u>6,883,000円</u> 以内																							
	期間	災害発生日から20日以内に整備開始 救助期間は完成の日から最長2年(必要に応じて1年を超えない期間ごとの延長が可能)																								
住宅の応急修理 (日常生活に必要な最小限度の部分の修理)	対象	住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力で応急修理ができない者又は大規模な補修を行わなければ居住できない程度に住家が半壊した者。																								
	費用	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な部分 (半壊または半焼の被害を受けた世帯) <u>717,000</u>																								
	応急仮設住宅の供与	対象	住家が全壊、全焼又は流失するなど、居住する住家がない者で、自らの資力では住家を取得できない者。																							
費用		1戸当たり平均 <u>7,089,000円</u> 以内																								
期間		災害発生日から20日以内に整備開始 救助期間は完成の日から最長2年(必要に応じて1年を超えない期間ごとの延長が可能)																								
住宅の応急修理 (日常生活に必要な最小限度の部分の修理)	対象	住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力で応急修理ができない者又は大規模な補修を行わなければ居住できない程度に住家が半壊した者。																								
	費用	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な部分 (半壊または半焼の被害を受けた世帯) <u>739,000</u>																								

浜松市地域防災計画 共通対策編 第3章災害応急対策計画 新旧対照表

90	(略) 第19節 遺体の搜索及び措置・火葬計画 (略)	住宅の応急修理 (住家被害の拡大を防止するための緊急の修理)	費用	円以内/世帯 (これらに準ずる程度の被害を受けた世帯) <u>348,000円</u> 以内/世帯	期間	災害発生日から3か月以内に完了 (ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内)	
			対象	住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者。			
		障害物の除去	費用	屋根、外壁、建具(玄関、窓やサッシ等)等の必要な部分。 (雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある世帯) <u>51,500円</u> 以内/世帯	期間	災害発生日から10日以内	
			対象	半壊(焼)又は床上浸水した住家であって、住居(居室、台所、玄関、便所等の生活上欠くことができない場所)又はその周辺(住家の入口が閉ざされている場合の玄関回り)に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者			
		費用	<u>140,000円</u> 以内/世帯	期間	災害発生日から10日以内		
		期間	災害発生日から10日以内				
	(略)	第20節 遺体の搜索及び措置・火葬計画 (略)	住宅の応急修理 (住家被害の拡大を防止するための緊急の修理)	費用	円以内/世帯 (これらに準ずる程度の被害を受けた世帯) <u>358,000円</u> 以内/世帯	期間	災害発生日から3か月以内に完了 (ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内)
	障害物の除去	対象		住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者。			
		障害物の除去	費用	屋根、外壁、建具(玄関、窓やサッシ等)等の必要な部分。 (雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある世帯) <u>53,900円</u> 以内/世帯	期間	災害発生日から10日以内	
	対象		半壊(焼)又は床上浸水した住家であって、住居(居室、台所、玄関、便所等の生活上欠くことができない場所)又はその周辺(住家の入口が閉ざされている場合の玄関回り)に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者				
	費用	<u>143,900円</u> 以内/世帯	期間	災害発生日から10日以内			
	期間	災害発生日から10日以内					
1 「災害救助法」の基準	1 「災害救助法」の基準						

浜松市地域防災計画 共通対策編 第3章災害応急対策計画 新旧対照表

91		対象者	費用の限度額、 対象経費	期間		対象者	費用の限度額、 対象経費	期間
		埋葬	災害の際死亡した者を対象に実際に埋葬する者に支給	【費用の限度額】 1体当たり 大人(12歳以上) <u>226,100円</u> 以内 こども(12歳未満) <u>180,800円</u> 以内 【対象経費】 ①棺(付属品を含む)、②埋葬又は火葬(賃金職員雇上費を含む)、③骨壺及び骨箱		災害発生から 10日以内	埋葬	災害の際死亡した者を対象に実際に埋葬する者に支給
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	遺体の措置	災害の際死亡について、遺体安置所等において遺体を措置する(埋葬を除く)。	【費用の限度額】 ①遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1体当たり <u>3,600円</u> 以内 ②遺体の一時保存 一時収容施設利用時：通常の実費 上記が利用出来ない場合 1体あたり <u>5,700円</u>	同上		遺体の措置	災害の際死亡について、遺体安置所等において遺体を措置する(埋葬を除く)。 ①遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1体当たり <u>3,700円</u> 以内 ②遺体の一時保存 一時収容施設利用時：通常の実費 上記が利用出来ない場合 1体あたり <u>5,900円</u>	同上

浜松市地域防災計画 共通対策編 第3章災害応急対策計画 新旧対照表

			円以内(ドライアイ ス購入費の実費加 算可)				円以内(ドライアイ ス購入費の実費加 算可)																			
102	(略)	第2.5節 文教対策計画	(略)	1 教科書、学用品等の給与措置	○ 市教育委員会は、「災害救助法」に基づき教科書、学用品等の給与措置を行う。	(1) 「災害救助法」の基準	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>費 用</th> <th>期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住家の全壊等により 学用品を喪失又は毀損 し、就学上支障のある 小学生、中学生、高校生</td> <td>教科書等は実費 文房具、通学用品は 小学生 5,200 円以内 中学生 5,500 円以内 高校生 6,000 円以内</td> <td>災害発生日から 教科書 1か月以内 文房具、通学用品 15日以内</td> </tr> </tbody> </table>	対 象	費 用	期 間	住家の全壊等により 学用品を喪失又は毀損 し、就学上支障のある 小学生、中学生、高校生	教科書等は実費 文房具、通学用品は 小学生 5,200 円以内 中学生 5,500 円以内 高校生 6,000 円以内	災害発生日から 教科書 1か月以内 文房具、通学用品 15日以内	(略)	第2.6節 文教対策計画	(略)	1 教科書、学用品等の給与措置	○ 市教育委員会は、「災害救助法」に基づき教科書、学用品等の給与措置を行う。	(1) 「災害救助法」の基準	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>費 用</th> <th>期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住家の全壊等により 学用品を喪失又は毀損 し、就学上支障のある 小学生、中学生、高校生</td> <td>教科書等は実費 文房具、通学用品は 小学生 5,500 円以内 中学生 5,800 円以内 高校生 6,300 円以内</td> <td>災害発生日から 教科書 1か月以内 文房具、通学用品 15日以内</td> </tr> </tbody> </table>	対 象	費 用	期 間	住家の全壊等により 学用品を喪失又は毀損 し、就学上支障のある 小学生、中学生、高校生	教科書等は実費 文房具、通学用品は 小学生 5,500 円以内 中学生 5,800 円以内 高校生 6,300 円以内	災害発生日から 教科書 1か月以内 文房具、通学用品 15日以内
対 象	費 用	期 間																								
住家の全壊等により 学用品を喪失又は毀損 し、就学上支障のある 小学生、中学生、高校生	教科書等は実費 文房具、通学用品は 小学生 5,200 円以内 中学生 5,500 円以内 高校生 6,000 円以内	災害発生日から 教科書 1か月以内 文房具、通学用品 15日以内																								
対 象	費 用	期 間																								
住家の全壊等により 学用品を喪失又は毀損 し、就学上支障のある 小学生、中学生、高校生	教科書等は実費 文房具、通学用品は 小学生 5,500 円以内 中学生 5,800 円以内 高校生 6,300 円以内	災害発生日から 教科書 1か月以内 文房具、通学用品 15日以内																								
104	(略)	(新設)	(略)	4 文化財の応急対策	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	4 文化財の応急対策	(略)	○ 国指定等文化財の被害状況照会について、静岡県へ回答する(最終回答先 文化庁)	○ 地方指定文化財及び未指定文化財等の被害状況について、静岡県へ情報提供する(最終情報提供先 独立行政法人国立文化財機構 文化財防災センター)													
108	(略)	第3.0節 下水道災害応急対策計画	(略)	○ 下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、下水道施設等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講じるものとする。	(略)	第3.1節 上下水道災害応急対策計画	(略)	○ 水道事業者及び下水道管理者は、災害の発生時において、公共上下水道等の構造等を勘案して、速やかに、上下水道等施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講じるものとする。																		

浜松市地域防災計画 共通対策編 第4章復旧・復興対策計画 新旧対照表

頁	旧	新				
111	<p>第1節 市・防災関係機関の活動</p> <p>7 指定地方行政機関</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="371 347 1126 550"> <tr> <td style="background-color: #FFC0CB;">(新設)</td> <td style="background-color: #FFC0CB;">(新設)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	(新設)	(新設)	<p>第1節 市・防災関係機関の活動</p> <p>7 指定地方行政機関</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1211 347 1973 550"> <tr> <td style="background-color: #FFC0CB;">総務省 中部管区行政評価局 (静岡行政監視行政 相談センター)</td> <td style="background-color: #FFC0CB;">・関係機関との緊密な連携の下、特別行政相談活動(被災者への生活支援情報の提供、専用電話を備えた相談窓口の開設、特別行政相談所の開設)を実施</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	総務省 中部管区行政評価局 (静岡行政監視行政 相談センター)	・関係機関との緊密な連携の下、特別行政相談活動(被災者への生活支援情報の提供、専用電話を備えた相談窓口の開設、特別行政相談所の開設)を実施
(新設)	(新設)					
総務省 中部管区行政評価局 (静岡行政監視行政 相談センター)	・関係機関との緊密な連携の下、特別行政相談活動(被災者への生活支援情報の提供、専用電話を備えた相談窓口の開設、特別行政相談所の開設)を実施					
120	<p>第7節 都市・農山漁村の復興</p> <p>2 都市の復興</p> <table border="1" data-bbox="371 743 1133 986"> <tr> <td style="background-color: #FFC0CB;">都市復興基本計画の策定</td> <td style="background-color: #FFC0CB;">・ 県の都市復興基本計画を踏まえ、また県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針、市街地復興基本方針等を示した都市復興基本計画を策定する。</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	都市復興基本計画の策定	・ 県の都市復興基本計画を踏まえ、また県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針、市街地復興基本方針等を示した都市復興基本計画を策定する。	<p>第7節 都市・農山漁村の復興</p> <p>2 都市の復興</p> <table border="1" data-bbox="1211 743 1973 986"> <tr> <td style="background-color: #FFC0CB;">都市復興基本計画の策定</td> <td style="background-color: #FFC0CB;">・ 県の都市復興基本計画及び浜松市防災都市づくり計画(共通編・事前復興編)を踏まえ、また県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針、市街地復興基本方針等を示した都市復興基本計画を策定する。</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	都市復興基本計画の策定	・ 県の都市復興基本計画及び浜松市防災都市づくり計画(共通編・事前復興編)を踏まえ、また県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針、市街地復興基本方針等を示した都市復興基本計画を策定する。
都市復興基本計画の策定	・ 県の都市復興基本計画を踏まえ、また県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針、市街地復興基本方針等を示した都市復興基本計画を策定する。					
都市復興基本計画の策定	・ 県の都市復興基本計画及び浜松市防災都市づくり計画(共通編・事前復興編)を踏まえ、また県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針、市街地復興基本方針等を示した都市復興基本計画を策定する。					

# 浜松市地域防災計画 (風水害等対策編)

## 新旧対照表

浜松市地域防災計画 風水害等対策編 第1章災害予防計画 新旧対照表

頁	旧	新				
127	<p>第1節 計画の目的 (略)</p> <p>○ 市は、浜松市都市計画マスタープランによる都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当たっては、浜松市立地適正化計画に、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、<u>ハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるよう検討する。</u></p> <p>○ 市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 土砂災害防除計画</p> <p>4 土砂災害のソフト対策 (略)</p>	<p>第1節 計画の目的 (略)</p> <p>○ 市は、浜松市都市計画マスタープランによる都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当たっては、浜松市立地適正化計画に、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定する。<u>また、浜松市立地適正化計画における防災指針として位置付けた浜松市防災都市づくり計画に基づき、ハード・ソフト対策や自助・共助・公助を適切に組み合わせた取組みの推進に努める。</u></p> <p>○ 市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、<u>都市的土地利用の誘導を検討するに当たっては、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価のほか、その地域の状況や地域でとり得る防災・減災対策を幅広く考慮して総合的に判断することを踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>第4節 土砂災害防除計画</p> <p>4 土砂災害のソフト対策 (略)</p>				
133	<table border="1" data-bbox="405 802 1144 978"> <tr> <td data-bbox="405 802 600 978">要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等</td> <td data-bbox="600 802 1144 978"> <p>(略)</p> <p>・ <u>要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画で定めるところにより、円滑かつ迅速な避難のための訓練を行わなければならない。</u></p> <p>(略)</p> </td> </tr> </table> <p>(略)</p>	要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等	<p>(略)</p> <p>・ <u>要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画で定めるところにより、円滑かつ迅速な避難のための訓練を行わなければならない。</u></p> <p>(略)</p>	<table border="1" data-bbox="1245 802 1984 978"> <tr> <td data-bbox="1245 802 1440 978">要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等</td> <td data-bbox="1440 802 1984 978"> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(略)</p> </td> </tr> </table> <p>(略)</p>	要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等	<p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(略)</p>
要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等	<p>(略)</p> <p>・ <u>要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画で定めるところにより、円滑かつ迅速な避難のための訓練を行わなければならない。</u></p> <p>(略)</p>					
要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等	<p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(略)</p>					
135	<p>5 周辺の土地利用規制</p> <table border="1" data-bbox="405 1058 1144 1310"> <tr> <td data-bbox="405 1058 600 1310"><u>宅地造成工事規制区域の指定</u></td> <td data-bbox="600 1058 1144 1310"> <p>・ <u>宅地造成に伴い、がけ崩れや土砂流出のおそれが著しい区域を宅地造成工事規制区域として指定し、この区域内で行われる一定の宅地造成に関する工事について、災害の防止のため必要な規制を行う。</u></p> <p>・ <u>指定された区域内で一定の宅地造成工事を行う場合は、市長の許可が必要であり、擁壁あるいはがけ面等が危険な状態になった場合、勧告、改善命令等を発することがある。</u></p> </td> </tr> </table>	<u>宅地造成工事規制区域の指定</u>	<p>・ <u>宅地造成に伴い、がけ崩れや土砂流出のおそれが著しい区域を宅地造成工事規制区域として指定し、この区域内で行われる一定の宅地造成に関する工事について、災害の防止のため必要な規制を行う。</u></p> <p>・ <u>指定された区域内で一定の宅地造成工事を行う場合は、市長の許可が必要であり、擁壁あるいはがけ面等が危険な状態になった場合、勧告、改善命令等を発することがある。</u></p>	<p>5 周辺の土地利用規制</p> <table border="1" data-bbox="1245 1058 1984 1246"> <tr> <td data-bbox="1245 1058 1440 1246"><u>(削除)</u></td> <td data-bbox="1440 1058 1984 1246"><u>(削除)</u></td> </tr> </table>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
<u>宅地造成工事規制区域の指定</u>	<p>・ <u>宅地造成に伴い、がけ崩れや土砂流出のおそれが著しい区域を宅地造成工事規制区域として指定し、この区域内で行われる一定の宅地造成に関する工事について、災害の防止のため必要な規制を行う。</u></p> <p>・ <u>指定された区域内で一定の宅地造成工事を行う場合は、市長の許可が必要であり、擁壁あるいはがけ面等が危険な状態になった場合、勧告、改善命令等を発することがある。</u></p>					
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>					

浜松市地域防災計画 風水害等対策編 第2章災害応急対策計画 新旧対照表

頁	旧	新																								
139	<p>第2節 市災害対策本部</p> <p>1 災害対策体制 (略)</p> <p>«災害対策本部体制»</p> <table border="1" data-bbox="389 352 1149 858"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>体制</th> <th>配備の判断基準</th> <th>配備職員 (本庁/区/行政センター、支所)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>台風 大雨 洪水 暴風 大雪 等</td> <td><u>警戒体制</u></td> <td>台風の接近など、近い将来に相当な被害の発生が見込まれ、その対策のため災害対策本部を設置する必要があると市長が認めるとき</td> <td>事前配備体制の関係各課に加えて、災害対策本部員、その他災害11部及び区/地域本部が必要と判断した職員</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>災害対策本部体制</u></td> <td>・大雨、暴風、大雪、波浪、高潮特別警報のいずれかが発表されたとき ・台風等の風水害により、緊急安全確保を発令したとき</td> <td>原則として全職員 (ただし、災害11部や区/地域本部にて被害状況等を確認の上、配備人員を決定することができる。)</td> </tr> </tbody> </table>	種別	体制	配備の判断基準	配備職員 (本庁/区/行政センター、支所)	台風 大雨 洪水 暴風 大雪 等	<u>警戒体制</u>	台風の接近など、近い将来に相当な被害の発生が見込まれ、その対策のため災害対策本部を設置する必要があると市長が認めるとき	事前配備体制の関係各課に加えて、災害対策本部員、その他災害11部及び区/地域本部が必要と判断した職員		<u>災害対策本部体制</u>	・大雨、暴風、大雪、波浪、高潮特別警報のいずれかが発表されたとき ・台風等の風水害により、緊急安全確保を発令したとき	原則として全職員 (ただし、災害11部や区/地域本部にて被害状況等を確認の上、配備人員を決定することができる。)	<p>第2節 市災害対策本部</p> <p>1 災害対策体制 (略)</p> <p>«災害対策本部体制»</p> <table border="1" data-bbox="1229 352 1989 858"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>体制</th> <th>配備の判断基準</th> <th>配備職員 (本庁/区/行政センター、支所)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>台風 大雨 洪水 暴風 大雪 等</td> <td><u>1次配備</u></td> <td>台風の接近など、近い将来に相当な被害の発生が見込まれ、その対策のため災害対策本部を設置する必要があると市長が認めるとき</td> <td>事前配備体制の関係各課に加えて、災害対策本部員、その他災害11部及び区/地域本部が必要と判断した職員</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>2次配備</u></td> <td>・大雨、暴風、大雪、波浪、高潮特別警報のいずれかが発表されたとき ・台風等の風水害により、緊急安全確保を発令したとき</td> <td>原則として全職員 (ただし、災害11部や区/地域本部にて被害状況等を確認の上、配備人員を決定することができる。)</td> </tr> </tbody> </table>	種別	体制	配備の判断基準	配備職員 (本庁/区/行政センター、支所)	台風 大雨 洪水 暴風 大雪 等	<u>1次配備</u>	台風の接近など、近い将来に相当な被害の発生が見込まれ、その対策のため災害対策本部を設置する必要があると市長が認めるとき	事前配備体制の関係各課に加えて、災害対策本部員、その他災害11部及び区/地域本部が必要と判断した職員		<u>2次配備</u>	・大雨、暴風、大雪、波浪、高潮特別警報のいずれかが発表されたとき ・台風等の風水害により、緊急安全確保を発令したとき	原則として全職員 (ただし、災害11部や区/地域本部にて被害状況等を確認の上、配備人員を決定することができる。)
	種別	体制	配備の判断基準	配備職員 (本庁/区/行政センター、支所)																						
台風 大雨 洪水 暴風 大雪 等	<u>警戒体制</u>	台風の接近など、近い将来に相当な被害の発生が見込まれ、その対策のため災害対策本部を設置する必要があると市長が認めるとき	事前配備体制の関係各課に加えて、災害対策本部員、その他災害11部及び区/地域本部が必要と判断した職員																							
	<u>災害対策本部体制</u>	・大雨、暴風、大雪、波浪、高潮特別警報のいずれかが発表されたとき ・台風等の風水害により、緊急安全確保を発令したとき	原則として全職員 (ただし、災害11部や区/地域本部にて被害状況等を確認の上、配備人員を決定することができる。)																							
種別	体制	配備の判断基準	配備職員 (本庁/区/行政センター、支所)																							
台風 大雨 洪水 暴風 大雪 等	<u>1次配備</u>	台風の接近など、近い将来に相当な被害の発生が見込まれ、その対策のため災害対策本部を設置する必要があると市長が認めるとき	事前配備体制の関係各課に加えて、災害対策本部員、その他災害11部及び区/地域本部が必要と判断した職員																							
	<u>2次配備</u>	・大雨、暴風、大雪、波浪、高潮特別警報のいずれかが発表されたとき ・台風等の風水害により、緊急安全確保を発令したとき	原則として全職員 (ただし、災害11部や区/地域本部にて被害状況等を確認の上、配備人員を決定することができる。)																							
	(略)	(略)																								

# 浜松市地域防災計画 (地震・津波対策編)

## 新旧対照表

浜松市地域防災計画 地震・津波対策編 第1章総則 新旧対照表

頁	旧	新								
141	<p>第1節 予想される災害 (略) <u>(新設)</u></p>	<p>第1節 予想される災害 (略) <u>○ 国が令和7年3月31日に発表した南海トラフ巨大地震の被害想定では、被害地域全域における津波や建物倒壊等による直接死者数は最大で約29.8万人、災害関連死は少なくとも約2.6万人～約5.2万人との想定が示された。市は、直接死を減らすとともに、直接死を免れた被災者の命が災害関連死によって失われることを防ぐため、被害の絶対量を軽減するための住宅の耐震化や津波対策、適切な避難行動の促進、ライフラインや交通インフラの強靱化、救助体制の強化といった「命を守る」対策とともに、救急救命の強化、ライフライン、インフラ等の早期復旧・機能維持、避難生活の質の確保といった「命をつなぐ」対策について、特に重要な施策として位置付け、重点的に対策を推進する。</u></p>								
149	<p>第2節 市、防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 3 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="405 726 1144 1409"> <tr> <td data-bbox="405 726 600 874"><u>(新設)</u></td> <td data-bbox="600 726 1144 874"><u>(新設)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 874 600 1409">農林水産省 関東農政局</td> <td data-bbox="600 874 1144 1409"> <p><u>① 食料需給に関する情報収集及び災害時における農林水産省に係る関係機関、団体の被災状況の把握</u></p> <p><u>② 農林水産省が所掌する応急食料・物資の支援要請状況の把握及び調達・供給支援</u></p> <p><u>③ 被災地の食料事情の把握</u></p> <p><u>④ 農林水産業に関する被害状況の把握</u></p> </td> </tr> </table>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	農林水産省 関東農政局	<p><u>① 食料需給に関する情報収集及び災害時における農林水産省に係る関係機関、団体の被災状況の把握</u></p> <p><u>② 農林水産省が所掌する応急食料・物資の支援要請状況の把握及び調達・供給支援</u></p> <p><u>③ 被災地の食料事情の把握</u></p> <p><u>④ 農林水産業に関する被害状況の把握</u></p>	<p>第2節 市、防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 3 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1247 726 1982 1409"> <tr> <td data-bbox="1247 726 1442 874">総務省 中部管区行政評価局 (静岡行政監視行政相談センター)</td> <td data-bbox="1442 726 1982 874"> <p><u>① 被災者への生活支援相談の提供</u></p> <p><u>② 専用電話を備えた相談窓口の開設</u></p> <p><u>③ 特別行政相談所の開設</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1247 874 1442 1409">農林水産省 関東農政局</td> <td data-bbox="1442 874 1982 1409"> <p><u>農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、森林管理局の指示により静岡県に連絡要員(リエゾン)を派遣し、以下の業務を実施する。</u></p> <p><u>① 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状況や応急対策の措置状況等に関する、本市が把握している情報の収集及び地方農政局又は森林管理局への報告</u></p> <p><u>② 応急食料・物資の支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農林水産本省(食料・物資支援チーム事務局等)との連絡調整</u></p> <p><u>③ 静岡県の食料・物資支援拠点における応急食料・物資の到着状況に関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告</u></p> <p><u>④ その他農林水産本省各局庁、関東農政局又は森林管理局が指示する業務</u></p> </td> </tr> </table>	総務省 中部管区行政評価局 (静岡行政監視行政相談センター)	<p><u>① 被災者への生活支援相談の提供</u></p> <p><u>② 専用電話を備えた相談窓口の開設</u></p> <p><u>③ 特別行政相談所の開設</u></p>	農林水産省 関東農政局	<p><u>農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、森林管理局の指示により静岡県に連絡要員(リエゾン)を派遣し、以下の業務を実施する。</u></p> <p><u>① 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状況や応急対策の措置状況等に関する、本市が把握している情報の収集及び地方農政局又は森林管理局への報告</u></p> <p><u>② 応急食料・物資の支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農林水産本省(食料・物資支援チーム事務局等)との連絡調整</u></p> <p><u>③ 静岡県の食料・物資支援拠点における応急食料・物資の到着状況に関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告</u></p> <p><u>④ その他農林水産本省各局庁、関東農政局又は森林管理局が指示する業務</u></p>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>									
農林水産省 関東農政局	<p><u>① 食料需給に関する情報収集及び災害時における農林水産省に係る関係機関、団体の被災状況の把握</u></p> <p><u>② 農林水産省が所掌する応急食料・物資の支援要請状況の把握及び調達・供給支援</u></p> <p><u>③ 被災地の食料事情の把握</u></p> <p><u>④ 農林水産業に関する被害状況の把握</u></p>									
総務省 中部管区行政評価局 (静岡行政監視行政相談センター)	<p><u>① 被災者への生活支援相談の提供</u></p> <p><u>② 専用電話を備えた相談窓口の開設</u></p> <p><u>③ 特別行政相談所の開設</u></p>									
農林水産省 関東農政局	<p><u>農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、森林管理局の指示により静岡県に連絡要員(リエゾン)を派遣し、以下の業務を実施する。</u></p> <p><u>① 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状況や応急対策の措置状況等に関する、本市が把握している情報の収集及び地方農政局又は森林管理局への報告</u></p> <p><u>② 応急食料・物資の支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農林水産本省(食料・物資支援チーム事務局等)との連絡調整</u></p> <p><u>③ 静岡県の食料・物資支援拠点における応急食料・物資の到着状況に関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告</u></p> <p><u>④ その他農林水産本省各局庁、関東農政局又は森林管理局が指示する業務</u></p>									

浜松市地域防災計画 地震・津波対策編 第1章総則 新旧対照表

150	<p>国土交通省 中部地方整備局</p> <p>(略)</p> <p>② 初動対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方整備局災害対策本部等の指示により情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、<u>静岡県西部地域道路啓開検討会の道路啓開オペレーション計画に基づいて</u>道路啓開を実施する。</li> </ul>	<p>国土交通省 中部地方整備局</p> <p>(略)</p> <p>② 初動対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方整備局災害対策本部等の指示により情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、<u>道路管理者等で構成する協議会で策定した道路啓開計画に基づき</u>、道路啓開を実施する。</li> </ul>
155	<p>(略)</p> <p>6 自衛隊</p> <p>陸上自衛隊 東部方面隊第12旅 団ほか</p> <p>① 災害時における人命又は財産の保護のための救援活動</p> <p>② 災害時における応急復旧活動</p>	<p>(略)</p> <p>6 自衛隊</p> <p>陸上自衛隊 東部方面隊第1師 団ほか</p> <p>① 災害時における人命又は財産の保護のための救援活動</p> <p>② 災害時における応急復旧活動</p>

浜松市地域防災計画 地震・津波対策編 第2章災害予防計画 新旧対照表

頁	旧	新				
161	<p>(略)</p> <p>第4節 地震災害予防対策の推進</p> <p>(略)</p> <p>○ 業務継続計画の策定などにより、業務の継続性を図るとともに、実効性のある<u>業務継続体制</u>を確保するため、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化に応じた体制の見直し、計画の改定などを行うとともに、災害時において地域の災害対策の拠点となる施設の整備に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第4節 地震災害予防対策の推進</p> <p>(略)</p> <p>○ 業務継続計画の策定などにより、業務の継続性を図るとともに、実効性のある<u>応急対策業務の実施体制</u>を確保するため、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化に応じた体制の見直し、計画の改定などを行うとともに、災害時において地域の災害対策の拠点となる施設の整備に努める。</p> <p>(略)</p>				
168	<p>11 生活の確保</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="405 614 1144 775"> <tr> <td data-bbox="405 614 600 775">飲料水の確保</td> <td data-bbox="600 614 1144 775"> <p>① 市が実施すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>給水タンク</u>、浄水機等の非常用給水資機材を整備するとともに、飲料水専用耐震性貯水槽を設置する。</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>(略)</p>	飲料水の確保	<p>① 市が実施すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>給水タンク</u>、浄水機等の非常用給水資機材を整備するとともに、飲料水専用耐震性貯水槽を設置する。</li> </ul>	<p>11 生活の確保</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1247 614 1986 775"> <tr> <td data-bbox="1247 614 1442 775">飲料水の確保</td> <td data-bbox="1442 614 1986 775"> <p>① 市が実施すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浄水機等の非常用給水資機材を<u>維持管理</u>整備するとともに、飲料水専用耐震性貯水槽を設置する。</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>(略)</p>	飲料水の確保	<p>① 市が実施すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浄水機等の非常用給水資機材を<u>維持管理</u>整備するとともに、飲料水専用耐震性貯水槽を設置する。</li> </ul>
飲料水の確保	<p>① 市が実施すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>給水タンク</u>、浄水機等の非常用給水資機材を整備するとともに、飲料水専用耐震性貯水槽を設置する。</li> </ul>					
飲料水の確保	<p>① 市が実施すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浄水機等の非常用給水資機材を<u>維持管理</u>整備するとともに、飲料水専用耐震性貯水槽を設置する。</li> </ul>					
171	<p>第6節 津波災害予防対策の推進</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>	<p>第6節 津波災害予防対策の推進</p> <p>(略)</p> <p>○ <u>市は、石油コンビナート等の危険物施設等、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設等について、最大クラスの津波を含む津波の被害を軽減するための対策の強化、護岸等の耐津波性能の向上、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進するものとする。</u></p> <p>(略)</p>				

浜松市地域防災計画 地震・津波対策編 第3章地震防災施設緊急整備計画 新旧対照表

頁	旧	新				
178	<p>(略)</p> <p>第1節 地震防災施設整備指針</p> <p>6 災害応急対策用施設等の整備</p> <table border="1" data-bbox="405 316 1144 475"> <tr> <td data-bbox="405 316 600 475">飲料水・電源等を確保するための施設又は設備の整備</td> <td data-bbox="600 316 1144 475"> <ul style="list-style-type: none"> <li>飲料水を確保するため、配水池等の水道施設の耐震化並びに緊急連絡管及び緊急遮断弁及び非常用電源の整備を図る。</li> </ul> <p>(略)</p> </td> </tr> </table> <p>(略)</p>	飲料水・電源等を確保するための施設又は設備の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>飲料水を確保するため、配水池等の水道施設の耐震化並びに緊急連絡管及び緊急遮断弁及び非常用電源の整備を図る。</li> </ul> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第1節 地震防災施設整備指針</p> <p>6 災害応急対策用施設等の整備</p> <table border="1" data-bbox="1247 316 1986 475"> <tr> <td data-bbox="1247 316 1442 475">飲料水・電源等を確保するための施設又は設備の整備</td> <td data-bbox="1442 316 1986 475"> <ul style="list-style-type: none"> <li>飲料水を確保するため、配水池等の水道施設の耐震化並びに緊急遮断弁及び非常用電源の整備を図る。</li> </ul> <p>(略)</p> </td> </tr> </table> <p>(略)</p>	飲料水・電源等を確保するための施設又は設備の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>飲料水を確保するため、配水池等の水道施設の耐震化並びに緊急遮断弁及び非常用電源の整備を図る。</li> </ul> <p>(略)</p>
飲料水・電源等を確保するための施設又は設備の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>飲料水を確保するため、配水池等の水道施設の耐震化並びに緊急連絡管及び緊急遮断弁及び非常用電源の整備を図る。</li> </ul> <p>(略)</p>					
飲料水・電源等を確保するための施設又は設備の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>飲料水を確保するため、配水池等の水道施設の耐震化並びに緊急遮断弁及び非常用電源の整備を図る。</li> </ul> <p>(略)</p>					
179	<p>第2節 地震対策緊急整備事業計画</p> <p>(略)</p> <p>○ 事業の実施期間は、昭和55年度から令和6年度までの45年間である。</p> <p>(略)</p>	<p>第2節 地震対策緊急整備事業計画</p> <p>(略)</p> <p>○ 事業の実施期間は、昭和55年度から令和11年度までの50年間である。</p> <p>(略)</p>				

浜松市地域防災計画 地震・津波対策編 第4章地震・津波警戒対策計画 新旧対照表

頁	旧	新												
185	<p>第1節 南海トラフ地震臨時情報への市の対応について (略) <u>(新設)</u></p>	<p>第1節 南海トラフ地震臨時情報への市の対応について (略) <u>○ 市は、南海トラフ地震臨時情報発表時に住民及び関係機関が円滑かつ確実に適切な防災対応をとることができるよう、平時から、南海トラフ地震臨時情報の内容、南海トラフ地震臨時情報発表時に実施する措置及び住民がとるべき行動等についての周知・広報を行うとともに、南海トラフ地震臨時情報発表時における地震リスクや防災対応に関する平時との違い、自らの行動を自ら考える意識を醸成し行動をあらかじめ決めておくことの啓発を行う。</u></p>												
186	<p>«南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置» 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達及び体制</p> <table border="1" data-bbox="385 574 1137 917"> <thead> <tr> <th>発表される臨時情報の種別</th> <th>体制</th> <th>主な業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意) 発表時</td> <td>災害対策連絡室体制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民への広報</li> <li>・各部、各区等への情報伝達</li> <li>・日頃からの備えの再確認</li> <li>・県との情報共有</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	発表される臨時情報の種別	体制	主な業務	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意) 発表時	災害対策連絡室体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民への広報</li> <li>・各部、各区等への情報伝達</li> <li>・日頃からの備えの再確認</li> <li>・県との情報共有</li> </ul>	<p>«南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置» 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達及び体制</p> <table border="1" data-bbox="1227 574 1980 917"> <thead> <tr> <th>発表される臨時情報の種別</th> <th>体制</th> <th>主な業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意) 発表時</td> <td>災害対策連絡室体制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民への広報</li> <li>・各部、各区等への情報伝達</li> <li>・日頃からの備えの再確認</li> <li>・<u>すぐに避難を行える態勢を維持する</u></li> <li>・県との情報共有</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	発表される臨時情報の種別	体制	主な業務	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意) 発表時	災害対策連絡室体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民への広報</li> <li>・各部、各区等への情報伝達</li> <li>・日頃からの備えの再確認</li> <li>・<u>すぐに避難を行える態勢を維持する</u></li> <li>・県との情報共有</li> </ul>
発表される臨時情報の種別	体制	主な業務												
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意) 発表時	災害対策連絡室体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民への広報</li> <li>・各部、各区等への情報伝達</li> <li>・日頃からの備えの再確認</li> <li>・県との情報共有</li> </ul>												
発表される臨時情報の種別	体制	主な業務												
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意) 発表時	災害対策連絡室体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民への広報</li> <li>・各部、各区等への情報伝達</li> <li>・日頃からの備えの再確認</li> <li>・<u>すぐに避難を行える態勢を維持する</u></li> <li>・県との情報共有</li> </ul>												

浜松市地域防災計画 地震・津波対策編 第5章災害応急対策計画 新旧対照表

頁	旧	新				
198	<p>(略)</p> <p>第7節 避難活動</p> <p>1 避難対策</p> <p>(略)</p> <p>○ 避難対策</p> <table border="1" data-bbox="371 389 1144 871"> <tr> <td data-bbox="371 389 584 871">津波からの避難対策</td> <td data-bbox="584 389 1144 871"> <p>(略)</p> <p>⑤ 遠地津波が発生した場合</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>⑥ 住民が実施する自衛措置</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> </td> </tr> </table>	津波からの避難対策	<p>(略)</p> <p>⑤ 遠地津波が発生した場合</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>⑥ 住民が実施する自衛措置</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(略)</p> <p>第7節 避難活動</p> <p>1 避難対策</p> <p>(略)</p> <p>○ 避難対策</p> <table border="1" data-bbox="1211 389 1984 871"> <tr> <td data-bbox="1211 389 1424 871">津波からの避難対策</td> <td data-bbox="1424 389 1984 871"> <p>(略)</p> <p>⑤ 遠地津波が発生した場合</p> <p>(略)</p> <p><u>・ 市民等は、遠地津波により津波警報が発表され、津波到達までに時間の猶予がある場合は、直近の津波避難ビル等への避難に限らず、避難情報発令区域外へ避難することを考慮する。</u></p> <p>⑥ 住民が実施する自衛措置</p> <p>(略)</p> <p><u>・ 市民等は、屋外で長時間の避難となる可能性があるため、季節及び天候に応じた非常持ち出し品（冷却パック、カイロ、雨がっぱ等）を準備する。</u></p> </td> </tr> </table>	津波からの避難対策	<p>(略)</p> <p>⑤ 遠地津波が発生した場合</p> <p>(略)</p> <p><u>・ 市民等は、遠地津波により津波警報が発表され、津波到達までに時間の猶予がある場合は、直近の津波避難ビル等への避難に限らず、避難情報発令区域外へ避難することを考慮する。</u></p> <p>⑥ 住民が実施する自衛措置</p> <p>(略)</p> <p><u>・ 市民等は、屋外で長時間の避難となる可能性があるため、季節及び天候に応じた非常持ち出し品（冷却パック、カイロ、雨がっぱ等）を準備する。</u></p>
津波からの避難対策	<p>(略)</p> <p>⑤ 遠地津波が発生した場合</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>⑥ 住民が実施する自衛措置</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>					
津波からの避難対策	<p>(略)</p> <p>⑤ 遠地津波が発生した場合</p> <p>(略)</p> <p><u>・ 市民等は、遠地津波により津波警報が発表され、津波到達までに時間の猶予がある場合は、直近の津波避難ビル等への避難に限らず、避難情報発令区域外へ避難することを考慮する。</u></p> <p>⑥ 住民が実施する自衛措置</p> <p>(略)</p> <p><u>・ 市民等は、屋外で長時間の避難となる可能性があるため、季節及び天候に応じた非常持ち出し品（冷却パック、カイロ、雨がっぱ等）を準備する。</u></p>					

# 浜松市地域防災計画 (風水害等対策編)

## 新旧対照表

浜松市地域防災計画 大規模事故等対策編 第2章道路事故対策計画 新旧対照表

頁	旧	新																																								
208	<p>(略)</p> <p>第1節 総則</p> <p>(略)</p> <p><b>2 予想される事故と地域</b></p> <p><b>(1) 市内の道路の状況</b></p> <p>○ 浜松市内の道路の路線数及び延長は次のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">(令和6年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路の種類</th> <th>路線数</th> <th>実延長 (km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速自動車国道</td> <td>2</td> <td>65.0</td> </tr> <tr> <td>一般国道</td> <td>6</td> <td>248.2</td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td>67</td> <td><u>682.3</u></td> </tr> <tr> <td>市町道</td> <td><u>23,750</u></td> <td><u>7,578.5</u></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>23,825</u></td> <td><u>8,574.0</u></td> </tr> </tbody> </table>	道路の種類	路線数	実延長 (km)	高速自動車国道	2	65.0	一般国道	6	248.2	県道	67	<u>682.3</u>	市町道	<u>23,750</u>	<u>7,578.5</u>	合計	<u>23,825</u>	<u>8,574.0</u>	<p>(略)</p> <p>第1節 総則</p> <p>(略)</p> <p><b>2 予想される事故と地域</b></p> <p><b>(1) 市内の道路の状況</b></p> <p>○ 浜松市内の道路の路線数及び延長は次のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">(令和7年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路の種類</th> <th>路線数</th> <th>実延長 (km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速自動車国道</td> <td>2</td> <td>65.0</td> </tr> <tr> <td>一般国道</td> <td>6</td> <td>248.2</td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td>67</td> <td><u>682.0</u></td> </tr> <tr> <td>市町道</td> <td><u>23,764</u></td> <td><u>7,579.8</u></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>23,839</u></td> <td><u>8,575.0</u></td> </tr> </tbody> </table>	道路の種類	路線数	実延長 (km)	高速自動車国道	2	65.0	一般国道	6	248.2	県道	67	<u>682.0</u>	市町道	<u>23,764</u>	<u>7,579.8</u>	合計	<u>23,839</u>	<u>8,575.0</u>				
道路の種類	路線数	実延長 (km)																																								
高速自動車国道	2	65.0																																								
一般国道	6	248.2																																								
県道	67	<u>682.3</u>																																								
市町道	<u>23,750</u>	<u>7,578.5</u>																																								
合計	<u>23,825</u>	<u>8,574.0</u>																																								
道路の種類	路線数	実延長 (km)																																								
高速自動車国道	2	65.0																																								
一般国道	6	248.2																																								
県道	67	<u>682.0</u>																																								
市町道	<u>23,764</u>	<u>7,579.8</u>																																								
合計	<u>23,839</u>	<u>8,575.0</u>																																								
209	<p>(略)</p> <p><b>(3) 道路交通危険箇所</b></p> <p>○ 市管理道路の落石等による道路交通危険箇所数は、次のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">(令和6年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路の種類</th> <th>落石・崩壊</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道</td> <td><u>113</u></td> <td><u>54</u></td> <td><u>167</u></td> </tr> <tr> <td>主要地方道</td> <td>55</td> <td>31</td> <td>86</td> </tr> <tr> <td>一般県道</td> <td>88</td> <td>51</td> <td>139</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>256</u></td> <td><u>136</u></td> <td><u>392</u></td> </tr> </tbody> </table>	道路の種類	落石・崩壊	その他	合計	一般国道	<u>113</u>	<u>54</u>	<u>167</u>	主要地方道	55	31	86	一般県道	88	51	139	合計	<u>256</u>	<u>136</u>	<u>392</u>	<p>(略)</p> <p><b>(3) 道路交通危険箇所</b></p> <p>○ 市管理道路の落石等による道路交通危険箇所数は、次のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">(令和7年10月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路の種類</th> <th>落石・崩壊</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道</td> <td><u>111</u></td> <td><u>59</u></td> <td><u>170</u></td> </tr> <tr> <td>主要地方道</td> <td>55</td> <td>31</td> <td>86</td> </tr> <tr> <td>一般県道</td> <td>88</td> <td>51</td> <td>139</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>254</u></td> <td><u>141</u></td> <td><u>395</u></td> </tr> </tbody> </table>	道路の種類	落石・崩壊	その他	合計	一般国道	<u>111</u>	<u>59</u>	<u>170</u>	主要地方道	55	31	86	一般県道	88	51	139	合計	<u>254</u>	<u>141</u>	<u>395</u>
道路の種類	落石・崩壊	その他	合計																																							
一般国道	<u>113</u>	<u>54</u>	<u>167</u>																																							
主要地方道	55	31	86																																							
一般県道	88	51	139																																							
合計	<u>256</u>	<u>136</u>	<u>392</u>																																							
道路の種類	落石・崩壊	その他	合計																																							
一般国道	<u>111</u>	<u>59</u>	<u>170</u>																																							
主要地方道	55	31	86																																							
一般県道	88	51	139																																							
合計	<u>254</u>	<u>141</u>	<u>395</u>																																							

浜松市地域防災計画 大規模事故等対策編 第4章海上事故対策計画 新旧対照表

頁	旧	新																				
236	<p>(略)</p> <p>第3節 災害応急対策計画（船舶事故）</p> <p>(略)</p> <p>2 応急体制</p> <p>(1) 応急対策の流れ</p> <p>○ 海難による人身事故の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>船長等</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消火活動 (必要な場合に 応じて)</td> <td></td> <td>・海上保安本部 による沿岸市 町の消防機関 と連携した消 火活動 ・消防庁による 緊急消防援助 隊の派遣</td> <td>消防庁を通じて の<u>他の都道府県</u> <u>の消防機関</u>への 応援要請</td> <td>・市による消火 活動 ・市は必要に応 じて、消防相 互応援協定締 結消防機関へ 応援要請 ・市は、必要に 応じて、県に 対して<u>県外の</u> <u>消防機関</u>の派 遣を県に要請</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	事項	船長等	国	県	市	消火活動 (必要な場合に 応じて)		・海上保安本部 による沿岸市 町の消防機関 と連携した消 火活動 ・消防庁による 緊急消防援助 隊の派遣	消防庁を通じて の <u>他の都道府県</u> <u>の消防機関</u> への 応援要請	・市による消火 活動 ・市は必要に応 じて、消防相 互応援協定締 結消防機関へ 応援要請 ・市は、必要に 応じて、県に 対して <u>県外の</u> <u>消防機関</u> の派 遣を県に要請	<p>(略)</p> <p>第3節 災害応急対策計画（船舶事故）</p> <p>(略)</p> <p>2 応急体制</p> <p>(1) 応急対策の流れ</p> <p>○ 海難による人身事故の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>船長等</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消火活動 (必要な場 合に応じ て)</td> <td></td> <td>・海上保安本部 による沿岸市 町の消防機関 と連携した消 火活動 ・消防庁による 緊急消防援助 隊の派遣</td> <td>消防庁を通じて の<u>緊急消防援助</u> <u>隊</u>への応援要請</td> <td>・市による消火 活動 ・市は必要に応 じて、消防相 互応援協定締 結消防機関へ 応援要請 ・市は、必要に 応じて、県に 対して<u>緊急消</u> <u>防援助隊</u>の派 遣を県に要請</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	事項	船長等	国	県	市	消火活動 (必要な場 合に応じ て)		・海上保安本部 による沿岸市 町の消防機関 と連携した消 火活動 ・消防庁による 緊急消防援助 隊の派遣	消防庁を通じて の <u>緊急消防援助</u> <u>隊</u> への応援要請	・市による消火 活動 ・市は必要に応 じて、消防相 互応援協定締 結消防機関へ 応援要請 ・市は、必要に 応じて、県に 対して <u>緊急消</u> <u>防援助隊</u> の派 遣を県に要請
事項	船長等	国	県	市																		
消火活動 (必要な場合に 応じて)		・海上保安本部 による沿岸市 町の消防機関 と連携した消 火活動 ・消防庁による 緊急消防援助 隊の派遣	消防庁を通じて の <u>他の都道府県</u> <u>の消防機関</u> への 応援要請	・市による消火 活動 ・市は必要に応 じて、消防相 互応援協定締 結消防機関へ 応援要請 ・市は、必要に 応じて、県に 対して <u>県外の</u> <u>消防機関</u> の派 遣を県に要請																		
事項	船長等	国	県	市																		
消火活動 (必要な場 合に応じ て)		・海上保安本部 による沿岸市 町の消防機関 と連携した消 火活動 ・消防庁による 緊急消防援助 隊の派遣	消防庁を通じて の <u>緊急消防援助</u> <u>隊</u> への応援要請	・市による消火 活動 ・市は必要に応 じて、消防相 互応援協定締 結消防機関へ 応援要請 ・市は、必要に 応じて、県に 対して <u>緊急消</u> <u>防援助隊</u> の派 遣を県に要請																		
241	<p>第4節 災害応急対策計画（沿岸排出油等事故）</p> <p>2 応急体制</p> <p>(1) 応急対策の流れ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>船長等の 防除義務者</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(沿岸に 漂着する 可能性が ある)</td> <td></td> <td><u>巡視</u>船艇、航空 機等による監視</td> <td>・突発的応急体 制の確保 ・防除資機材の 調達</td> <td>防除資機材の 調達</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	事項	船長等の 防除義務者	国	県	市	(沿岸に 漂着する 可能性が ある)		<u>巡視</u> 船艇、航空 機等による監視	・突発的応急体 制の確保 ・防除資機材の 調達	防除資機材の 調達	<p>第4節 災害応急対策計画（沿岸排出油等事故）</p> <p>2 応急体制</p> <p>(1) 応急対策の流れ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>船長等の 防除義務者</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(沿岸に 漂着する 可能性が ある)</td> <td></td> <td>船艇、航空機等 による監視</td> <td>・突発的応急体 制の確保 ・防除資機材の 調達</td> <td>防除資機材の 調達</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	事項	船長等の 防除義務者	国	県	市	(沿岸に 漂着する 可能性が ある)		船艇、航空機等 による監視	・突発的応急体 制の確保 ・防除資機材の 調達	防除資機材の 調達
事項	船長等の 防除義務者	国	県	市																		
(沿岸に 漂着する 可能性が ある)		<u>巡視</u> 船艇、航空 機等による監視	・突発的応急体 制の確保 ・防除資機材の 調達	防除資機材の 調達																		
事項	船長等の 防除義務者	国	県	市																		
(沿岸に 漂着する 可能性が ある)		船艇、航空機等 による監視	・突発的応急体 制の確保 ・防除資機材の 調達	防除資機材の 調達																		

浜松市地域防災計画 大規模事故等対策編 第6章大規模火災対策計画 新旧対照表

頁	旧	新
256	<p>(略)</p> <p>第2節 災害予防計画</p> <p>1 消防体制の整備</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(略)</p> <p>第2節 災害予防計画</p> <p>1 消防体制の整備</p> <p>(略)</p> <p><u>○ 市は、平時から災害時の情報通信手段の確保に努め、その整備・運用・管理に当たっては、山間地での利用を前提とした広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備を促進することとする。</u></p>
257	<p>2 火災予防対策</p> <p>(略)</p> <p>○ 市は、静岡県山火事予防運動期間中ポスター、チラシ、広報誌、回覧、啓発物品、SNS等による広報活動や県、市町、協力団体の職員等による自主パトロールの実施などを通じ、ハイカー等の入山者、森林所有者、農林関係者、地域住民、小中高等学校生徒、各種団体等に対し、山火事予防を呼びかけ、自主的な運動参加を推進する。その際、枯れ草等のある火災が起こりやすい場所等で喫煙・たき火をしないことや、たき火等の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火することなどを強く呼びかけ、広く市民に対し山火事予防意識の啓発を図るものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>3 林野火災対策の推進</p> <p>○ 森林資源を火災から守り、国土保全と自然保護に寄与するため、関係機関と協力し、林道(防火道)の整備、啓発事業の実施など、総合的、広域的な推進を図る。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>2 火災予防対策</p> <p>(略)</p> <p>○ 市は、<u>林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることに鑑み、静岡県山火事予防運動等の機会や、ポスター、チラシ、広報誌、回覧、啓発物品、SNS等各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知を行うとともに、山火事予防運動期間中、市町、協力団体の職員等による自主パトロールの実施などを通じ、ハイカー等の入山者、森林所有者、農林関係者、地域住民、小中高等学校生徒、各種団体等に対し、山火事予防を呼びかけ、自主的な運動参加を推進する。その際、枯れ草等のある火災が起こりやすい場所で喫煙・たき火をしないことや、たき火等の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火することなどを強く呼びかけ、広く市民に対し山火事予防意識の啓発を図るものとする。</u></p> <p><u>○ 市は、県本市の置かれた自然条件等についての住民の正しい理解を得るため、林野火災に関する広報資料の作成・周知等に努め、防火思想の普及啓発を図るものとする。</u></p> <p><u>○市は、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、林野火災の発生危険度等に係る情報の発信に努めるとともに、標識板や看板などにより注意喚起を図るものとする。</u></p> <p><u>○ 市は、火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行うものとする。また、市は、許可した火入れの情報等を消防機関に共有するものとする。</u></p> <p>3 林野火災対策の推進</p> <p>○ 森林資源を火災から守り、国土保全と自然保護に寄与するため、関係機関と協力し、林道(防火道)の整備、啓発事業の実施など、総合的、広域的な推進を図る。</p> <p><u>○ 気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること等に留意して備えを行う必要があることから、消防機関を始めとする市は、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行うものとする。</u></p>

浜松市地域防災計画 大規模事故等対策編 第6章大規模火災対策計画 新旧対照表

258	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>○ 市は、林野火災を想定した消防計画や林野火災防御団などの策定等を行い、効果的な消火活動体制を構築するものとする。</u></p> <p><u>○ 市は、林野火災における熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材の活用を推進するものとする。</u></p> <p><u>○ 市は、消防ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進活用するため、消防ヘリコプターと地上部隊との連携体制の充実強化を図るものとする。</u></p> <p><u>○ 林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、市は消防団について、消防局等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実強化により、火災対応能力の向上を図るものとする。</u></p> <p><u>○ 市は、水利に限られる山間地での消火活動の実施のため、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るとともに、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化するものとする。</u></p>
-----	--	---